【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

 【提出日】
 2022年9月20日提出

【発行者名】 フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 桑畑 卓

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

 【事務連絡者氏名】
 明石 晃仁

 【電話番号】
 03-5219-5700

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース 信託受益証券に係るファンドの名称】 テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース

テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース

信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。 テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース

1兆円を上限とします。

テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース

1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース

- ・以下、上記を総称して「テンプルトン世界債券ファンド」または、各々を指して「ファンド」という ことがあります。
- ・また、各々については、正式名称ではなく、以下の略称を使用することがあります。

ファンド名	略称
テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース	限定為替ヘッジコース
テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース	為替ヘッジなしコース
テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジ なしコース	毎月分配型・為替ヘッジなしコース

・愛称として「地球号」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、も しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンド、1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に3.3%(税抜3%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2022年9月21日から2023年3月16日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス: https://www.franklintempleton.co.jp

電話番号:03-5219-5940

受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が 行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれま す。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 ファンドの基本的性格

< テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース >

1)商品分類

投資対	象地域	13-513-70-09-1	象資産 の源泉)
国	内	株	式
333	19000	債	券
海	外	不動	主投信
		その何	也資産
内	外	()
		資産	複合
	国海	海外	接資対象地域 (収益の 株 国 内 債 海 外 不動産 その他 内 外

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年 1 回	グローバル (日本を含む)		
大型株 中小型株	年2回年4回	日本		
债券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり (限定ヘッジ)
公债 社债	(隔月)	欧州		
その他債券 クレジット属性 ())	年12回(毎月)	アジア		
不動產投信	日々	オセアニア中南米	7-7-6	 +> 1
	その他	8123/4240	ファンド・オブ・ ファンズ	ac
その他資産 (投資信託証券	()	アフリカ		
(债券 →般))	1	中近東(中東)		
資產複合 () 資產配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

< テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース >

1)商品分類

投資対	象地域	73-513-70-75-7	象資産 D源泉)
国	内	株	式
		債	券
海	外	不動	Ě投信
		その船	也資産
内	外	()
		資産	複合
	国海	海外	接資対象地域 (収益の 株 国 内 債 海 外 不動産 そのff

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		1.
大型株 中小型株	年2回年4回	日本		
债券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり ()
公债 社债	(隔月)	欧州		
その他債券 クレジット属性 ())	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		45.1
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	a c
その他資産 (投資信託証券	()	アフリカ		
(债券 →般))		中近東(中東)		
资產複合 () 资産配分固定型 资産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

<テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース>

1)商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対	象地域	13/3/3/2005	象資産 D源泉)
	国	内	株	式
単位型投信	333		債	券
	海	外	不動產	Ě投信
追加型投信		2000	その船	也資産
	内	外	()
			資産	複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投資対象資產	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回	659a16729		
中小型株	263 S0503	日本		
	年 4回			
養券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			()
公债	(隔月)	欧州		
社债	20022006	D000000		
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)	205.37		
()		オセアニア		
	日々			
下動産投信		中南米	ファンド・オブ・	なし
	その他	atotetata	ファンズ	
その他資産 (投資信託証券	()	アフリカ		
(债券 一般))		中近東		
		(中東)		
空產複合				
()		エマージング		
· 资産配分固定型		- 1 223		
咨询配分签更型				
发度能力发史至				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

<商品分類の定義>

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
 - (1)単位型投信:当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
 - (2)追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2.投資対象地域による区分

- (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3.投資対象資産による区分

- (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1.投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの

をいう。

格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3.投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいう。

北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいう。

欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるまのをいる。

アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.投資形態による属性区分

ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替の

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(E12425) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7.特殊型

ブル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

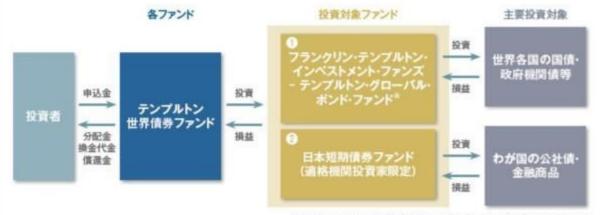
上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 世界各国(新興国を含む)の国債および政府機関債等を実質的な主要投資対象*とします。

◆「実質的な主要投資対象」は、外国投資証券や投資信託の受益証券(これらを総称して、以下「投資信託証券」といいます。)を通じて投資する主要な投資対象を意味します。

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※外貨建資産へも投資を行いますので為替変動の影響を受けます。

投資対象ファンドの投資目的等

⊕テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド

○日本短期債券ファンド(適格機關投資家限定)

ファンドの主たる投資目的は、インカム・ゲイン、キャビ タル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リ ターンを最大化することです。

日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資を行い、信託財産の安定的な成長を目指して安定運用を行います。

(注)群しい投資対象ファンドの内容については、後述の「投資対象ファンドの概要」をご覧下さい。

(テンブルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース)

限定為替ヘッジコースは、投資対象ファンドである「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の円建て外国投資証券「Class I (Mdis) JPY-H1」(以下、「JPY限定為替ヘッジ・クラス」といいます。)に投資します。「JPY限定為替ヘッジ・クラス」では、当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います(限定為替ヘッジ)。

〈テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース〉 〈テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

為替ヘッジなしコースおよび毎月分配型・為替ヘッジなしコースは、投資対象ファンドである「テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の円建て外国投資証券「Class I (Mdis) JPY」(以下、「JPYクラス」といいます。)に投資します。

2 外国投資証券の組入れは高位を維持することを基本とします。

通常の状況においては、「JPY限定為替ヘッジ・クラス」または「JPYクラス」への投資を中心(概ね信託財産の純資産総額の90%以上)とします。

3 毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。

年2回決算

〈テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース〉 〈テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース〉

毎年6月および12月の20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

- ■分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ■収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ■留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

毎月決算

〈テンブルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

- ■分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ■収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、6月および12 月以外の月の決算時の分配については、原則として配当等収益を中心とするものとします。また、分配対象収益が 少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ■留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(注)限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなしコースおよび毎月分配型・為替ヘッジなしコースはそれぞれ個別のファントです。

■ファンド名称について

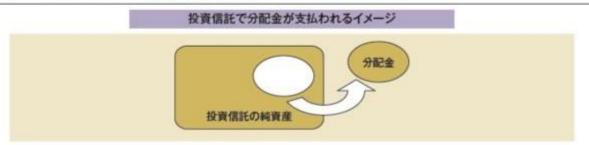
ファンドの名称については、正式名称ではなく、略称等で記載する場合があります。

正式名称	略称等
テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース	限定為替ヘッジコース
テンブルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース	為替ヘッジなしコース
テンプルトン世界債券ファンド毎月分配型・為替ヘッジなしコース	毎月分配型・為替ヘッジなしコース

※なお、これらを総称して「テンブルトン世界債券ファンド」または、個別に「ファンド」もしくは「各ファンド」という場合があります。 「テンブルトン世界債券ファンド」の愛称として、「地球号」という名称を用いることがあります。

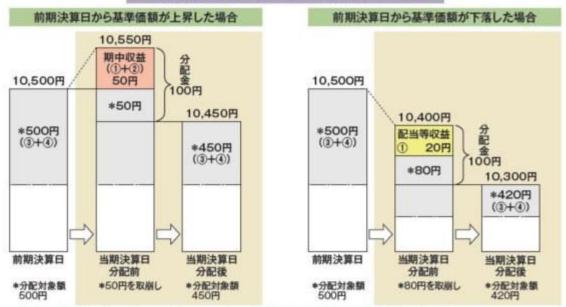
[収益分配金に関する留意事項]

●収益分配金(以下「分配金」)は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払 われると、その金額相当分、基準価額は下落します。



▶分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。 分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。
- ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合 普通分配金 ※元本払戻金(特別分配 元本払戻金 元本払戻金 金)は実質的に元本の一部払戻しとみなさ 特別分配金 特別分配金 投資者の 購入価額 投資者の れ、その金額だけ個別 分配金 分配金 購入価額 元本が減少します。 支払後 支払後 また、元本払戻金(特別分配金)部分は1時 (当初開別元本) (当初個別元本) 基準価額 基準価額 個別元本 個別元本

税扱いとなります。

普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への 拇 直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合

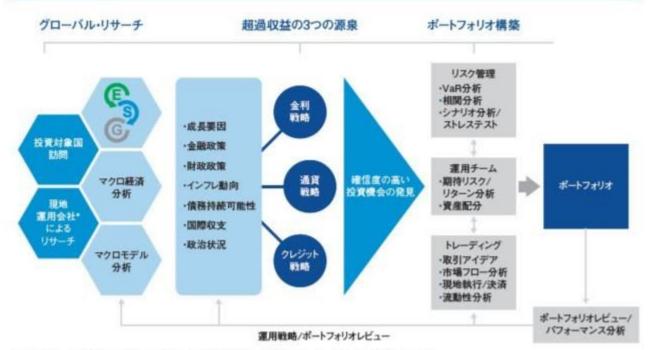
外貨建資産への直接投資は行いません。

(注)上記は、各ファンドにおける主な投資制限であり、投資対象ファンドのものではありません。投資対象ファンドの主な投資制限については、「投資対象ファンドの概要」をご覧下さい。

<ご参考>

当ファンドの投資対象ファンドである「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプ ルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の運用プロセスを示したものです。

運用プロセス



*フランクリン・テンプルトンのグループ会社および合弁会社等の運用プロフェッショナルから構成されています。 (注)上記はイメージ図です。

■ 徹底したファンダメンタルズ分析

- ●運用チームは、投資機会発掘のため世界各国の金融・財政政策、貿易収支、財政収支などのマクロ経済ファンダメンタルズ分析や外的ショックへの耐性、全般的な政治状況など様々な視点からの分析を行います。
- 投資魅力度の高い債券や通貨を特定するために、独自の金利・通貨予測モデルや分析手法を用いています。

信託金限度額

- ・各ファンド、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2010年12月27日

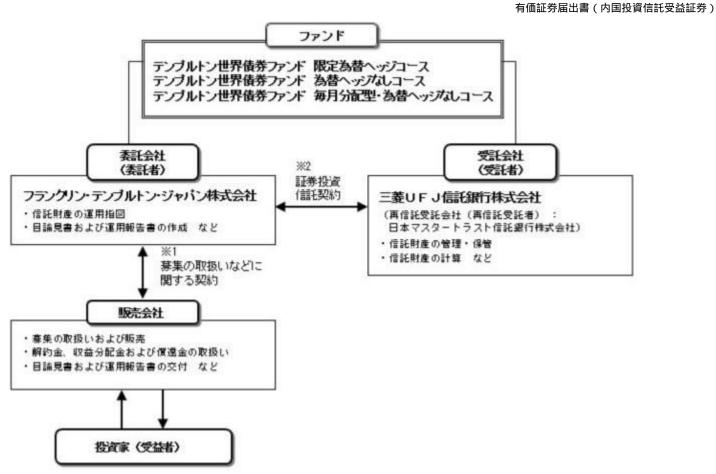
・ファンドの信託契約締結、運用開始

2021年 4月 1日

・ファンドの委託会社としての業務をフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社からレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(商号を「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に変更。)へ承継

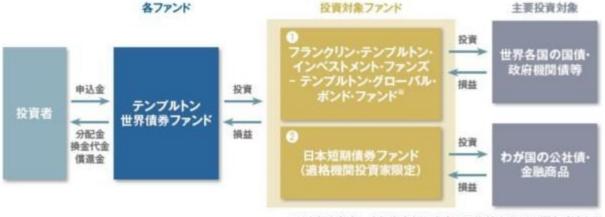
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み



※外貨建資産へも投資を行いますので為替変動の影響を受けます。

投資対象ファンドの投資目的等

●テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド	●日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
	日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資を行い、信託財産 の安定的な成長を目指して安定運用を行います。

(注)詳しい投資対象ファンドの内容については、後述の「投資対象ファンドの概要」をご覧下さい。

〈テンブルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース〉

限定為替ヘッジコースは、投資対象ファンドである「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の円建て外国投資証券「Class I (Mdis) JPY-H1」(以下、「JPY限定為替ヘッジ・クラス」といいます。)に投資します。「JPY限定為替ヘッジ・クラス」では、当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います(限定為替ヘッジ)。

〈テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース〉 〈テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

為替ヘッジなしコースおよび毎月分配型・為替ヘッジなしコースは、投資対象ファンドである「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の円建て外国投資証券「Class I (Mdis) JPY」(以下、「JPYクラス」といいます。)に投資します。

委託会社の概況 (2022年6月末現在)

1)資本金

1,000百万円

2)沿革

1998年4月28日	ソロモン投信委託株式会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・ア
	セット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録
2021年4月1日	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フ

3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
フランクリン・テンプルトン・	シンガポール共和国038987		
キャピタル・ホールディングス・	サンテックタワーワン 38-03	78,270株	100%
プライベート・リミテッド	テマセック大通り7		

ランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に社名変更

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号) はフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

< テンプルトン世界債券ファンド 限定為替へッジコース >

主として、外国投資証券である「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY-H1)」への投資を通じて、世界各国(新興国を含む)の国債および政府機関債等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託である「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」の受益証券への投資も行います。

外国投資証券への投資は高位(概ね信託財産の純資産総額の90%以上)を維持することを基本とします。ただし、当該外国投資証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該外国投資証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<投資対象ファンドの選定方針>

投資対象ファンドについては、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑 な運用を目的とした選定も行います。

<テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース>

< テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース >

主として、外国投資証券である「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY)」への投資を通じて、世界各国 (新興国を含む)の国債および政府機関債等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託である「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」の受益証券への投資も行います。

外国投資証券への投資は高位(概ね信託財産の純資産総額の90%以上)を維持することを基本とします。ただし、当該外国投資証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該外国投資証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 投資対象ファンドの選定方針 >

投資対象ファンドについては、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑 な運用を目的とした選定も行います。

(2)【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ)有価証券
 - 口)約束手形(イ)に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ハ) 金銭債権(イ) および口) に掲げるものに該当するを除きます。)
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1)コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3)国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券等を除きます。)
- 4)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 5)投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 6)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限ります。)
- 7)外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3)の証券を「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。4)の証券および5)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、上記の6)に掲げるものを除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記 の1)~4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とする投資信託証券(投資対象ファンド)の概要(2022年6月30日現在)

ファンド名	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド
英文名	Franklin Templeton Investment Funds - Templeton Global Bond Fund
形態	・ ルクセンブルク籍 / 外国投資法人 / オープンエンド型 / 米ドル建て
投資目的	ファンドの主たる投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび 通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。

		有価証券届出書(内国投資信		
主な投資戦略	に限た債こトよ債イ負価で優す新資範援にがデク物ルマが範株 国す囲助もでフロをドイ連囲式 、る内さ投きォス含カナ動内や デこでれ資まル先むースすで債 リこぞ	国の政府または政府機関が発行する固定および変動利付債券等により、上記の投資目的を達成することを目指します。投資制債に投資することができます。また、複数の国によって組織ま国際機関(国際復興開発銀行や欧州投資銀行など)が発行するできます。投資目的のためにデリバティブ取引を行うできます。投資目的のためにデリバティブ取引を行うできます。投資目的のためにデリバティブ取引を行うできます。ガンリン・スワップ、クレジット・スワップ、トータル・リターン・スワップなど)、先渡し取引(フォワードおよびクロスフォワード)、先物取引(国人プションが含まれます。デリバティブ取引により、特定のできます。他の証券、資産または通貨の値動きに、近から配けます。とができます。純資産総額の10%までは一般である債券を保有する場合があります。また、これの状態にある債券を保有することもありままた。これの状態にある債券を保有することもあります。また、これの状態にある債券を保有することもあります。がら転換されたまたは交換された株式を保有することもあります。がら転換されたまたは交換された株式を保有することもあります。		
主な投資制限	デリバティブ取	引の利用はヘッジ目的に限定しません。		
	運用会社	フランクリン・アドバイザーズ・インク (米国) フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービ		
関係法人	管理会社	シーズ・エス・エー・アール・エル(ルクセンブルク)(業務 委託先:JPモルガン・エスイー ルクセンブルク支店(ルク センブルク))		
	保管銀行	JPモルガン・エスイー ルクセンブルク支店(ルクセンブルク)		
設定年月日	1991年2月28日	1		
決算日	6月30日			
申込手数料	かかりません。	2		
運用報酬 3	年0.55% 2			
管理会社報酬 3	年0.20%			
」 保管銀行報酬	年0.01%~年0.	14%		

* テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンドは、各シェアクラス(申込手数料や運用報酬等の異なる 複数のシェアクラスが用意されています。)に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額は シェアクラス毎に算出・発表されます。

限定為替ヘッジコースは、投資対象ファンドである「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の円建て外国投資証券「JPY限定為替ヘッジ・クラス」に投資します。

為替ヘッジなしコースおよび毎月分配型・為替ヘッジなしコースは、投資対象ファンドである「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の円建て外国投資証券「JPYクラス」に投資します。

- 1 ファンドが投資を行う「JPY限定為替ヘッジ・クラス」および「JPYクラス」の導入は2010年12月です。
- 2 ファンドが投資を行う「JPY限定為替ヘッジ・クラス」、「JPYクラス」のものです。
- 3 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

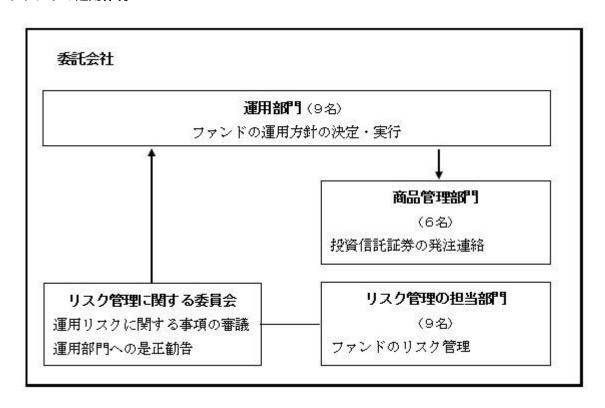
ファンド名	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
形態	国内籍/追加型株式投資信託

		13144431441 (1343)			
投資目的等	日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資し、信託財産の安定的な成長を目指して安定運用を行います。NOMURA-BPI短期インデックスをベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。				
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。				
関係法人	委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社			
	受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社				
設定年月日	2007年9月26日				
決算日	7月22日(ただし、休業日の場合は翌営業日)				
信託報酬率	年0.143%(税抗	友0.13%)			

・NOMURA-BPI短期インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当該インデックスを用いて行われる委託会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制



内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社では、組織規則においてファンドの運用に関係する部署、権限を規定しております。また実際 の売買執行等について社内規程・方針を設けているほか、各部署において業務規定を策定しておりま す。

運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。 当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出 を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタ リングを行っています。

上記体制は2022年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

- < テンプルトン世界債券ファンド 限定為替へッジコース >
- < テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース > 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - 1)分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等 の全額とします。
 - 2) 収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
 - 3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- < テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース >

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1)分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、 6月および12月以外の月の決算時の分配については、原則として配当等収益を中心とするものとし ます。また、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース(一般コース)>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1)投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- 2)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 3)外貨建資産への直接投資は行いません。
- 4)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 5)資金の借入れ
 - イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 口) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始

日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約 代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日 以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代 金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- 八)収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二)借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権 の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の国債および政府機関債等の債券に投資を行うため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

< 主な変動要因 >

金利変動リスク

債券の価格は、通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っており、金利変動の影響を受けます。

信用リスク

発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト(債務不履行)が生じた場合あるいはデフォルトが予想されると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリーリスク

世界各国の金融・証券市場への投資は、それらの国・地域の政治、経済および社会情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな制限や規制が設けられた等の場合には、運用上の制約を受ける可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。また、新興国の金融・証券市場への投資には、政治・経済構造が先進国と比べ不安定であるため、投資環境の急変により市場が混乱した場合や取引に対して新たな制限や規制が設けられた場合、運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。

為替変動リスク

<限定為替ヘッジコース>

投資対象の「JPY限定為替ヘッジ・クラス」では、当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います(限定為替ヘッジ)。実質の通貨配分と異なる場合が想定されるため、ヘッジが行われない部分やオーバーヘッジとなる部分が発生することがあります。したがって、限定為替ヘッジコースでは為替変動の影響を受けることが想定されます。

また、円の金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準 価額の変動要因となります。

< 為替ヘッジなしコース > / <毎月分配型・為替ヘッジなしコース >

投資対象の「JPYクラス」では、「JPY限定為替ヘッジ・クラス」と同様の米ドル売り・円買いは行いません。為替ヘッジなしコースおよび毎月分配型・為替ヘッジなしコースでは、為替変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(Nわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

(2)リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。 また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス、運用ガイドライン等の遵守状況、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

エグゼクティブ・マネジメント・コミッティは、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク 管理態勢について、監督します。

上記体制は2022年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2017年7月~2022年6月

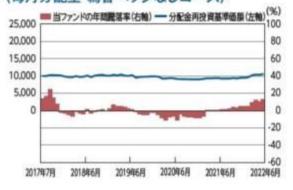
〈限定為替ヘッジコース〉



〈為替ヘッジなしコース〉



(毎月分配型・為替ヘッジなしコース)

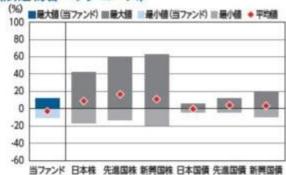


ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較でき るように作成したものです。

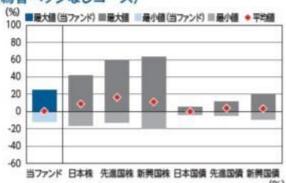
2017年7月~2022年6月

〈限定為替ヘッジコース〉



	当ファンド	日本株	先進国株	節興田柱	日本国債	先進田債	新興国信
最大值			59.8				
最小值	△9.9	△16.0	△12.4	△19.4	△3.5	△4.5	△9.4
平均值	△2.6	9.0	16.7	11.1	0.1	3.7	3.0

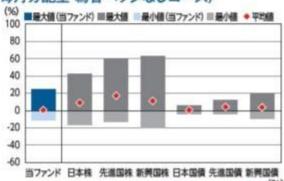
(為替ヘッジなしコース)



L.	当ファンド	日本株	先進国株	新興田林	日本国債	先進田債	新興国債
最大值	24.5	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小值	△11.3	△16.0	△12.4	△19.4	△3.5	△4.5	△9.4
平均值	0.6	9.0	16.7	11.1	0.1	3.7	3.0

(毎月分配型・為替ヘッジなしコース)

0.5



(96)37ァンド 日本株 先進国株 2乗国株 日本国 24.2 42.1 59.8 62.7 24.2 42.1 59.8 62.7 \[\triangle 11.1 \] \[\triangle 16.0 \] \[\triangle 12.4 \] \[\triangle 19.4 \] 11.4 **435** △4.5 △9.4

0.1

9.0 16.7 11.1

- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2017年7月末を10,000として指 数化しております。
- *年間騰落率は、2017年7月から2022年6月の5年間の各月末 における1年間の騰落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2017年7月から2022年6月の5年間の各月末における1年間 の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- *当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- 参分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

《各資産クラスの指数》

日 本 株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ペース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)

日本国债···NOMURA-BPI国债

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ペース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-RPI的信

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。 なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に3.3%(税抜3%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・ < 分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース) > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、 販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、購入に関する事務手続き等のコストの対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.0725%(税抜0.975%)の 率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

1)ファンドにかかる信託報酬

信託報酬の配分(税抜)は、以下の通りとします。

	信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率							
	合計 委託会社 販売会社 受託会社							
年0.975% 年0.200% 年0.750% 年0.025%								

役務の内容					
委託会社	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等				
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等				
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の 実行等				

2)投資対象とする投資信託証券(投資対象ファンド)にかかる運用・管理報酬等または信託報酬 投資信託証券の純資産総額にそれぞれ以下の率を乗じて得た金額が運用・管理報酬等または信託報酬 としてかかります。

名称	年率
テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド	運用・管理報酬等
(Class I (Mdis) JPY-H1) / (Class I (Mdis) JPY)	年0.76%~年0.89%
ロナだ地(ま光ラーン・バノ)されが問れ次令限ウン	信託報酬
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	年0.143%(税抜0.13%)

詳しくは、「第1 ファンドの状況 / 2 投資方針 / (2)投資対象 / 投資対象とする投資信託証券(投資対象ファンド)の概要」をご覧ください。

3) 実質的な負担

当ファンドの信託報酬と投資信託証券の運用・管理報酬等を合計した、受益者が実質的に負担する料率は、年1.8325%~年1.9625%程度(税込)です。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息 (「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または 信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

有価証券の保管に要する費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引に係る手数料 は、受益者の負担 とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドから投資信託証券への投資には、申込手数料はかかりません。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、または再投資に係る収益分配金の支 払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息を投資信託財産中よ り支弁します。

これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ファンドの費用の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1)収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益) については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当 所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について は配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された 税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2)益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

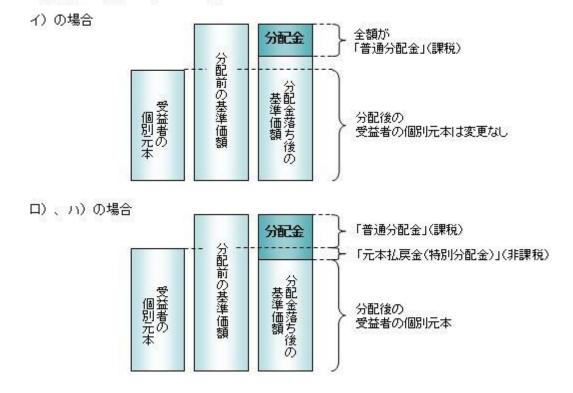
1)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2)受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- 1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 口)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2022年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、2022年6月30日現在の運用状況であります。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入して おり、合計と合わない場合があります。

【テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース】

(1)【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計 (円)	投資比率(%)
1		()	

投資信託受益証券	日本	2,843,610	0.31
投資証券	ルクセンブルク	915,572,164	98.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,843,187	1.16
合計(純資産総額)	929,258,961	100.00	

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a.上位30銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン ブルク		フランクリン・テンプルトン・イ ンベストメント・ファンズ - テン プルトン・グローバル・ボンド・ ファンド (Class I (Mdis) JPY- H1)	1,537,458.925	600.21	922,798,221	595.51	915,572,164	98.53
2			日本短期債券ファンド(適格機関 投資家限定)	2,703,566	1.0524	2,845,232	1.0518	2,843,610	0.31

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.31
投資証券	98.53
合計	98.83

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

物 周士		純資産総額(円) 期間末		基準価額	頁(円)
,	加电水	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4計算期間末	(2012年12月20日)	882,047,144	882,846,827	11,030	11,040
第5計算期間末	(2013年 6月20日)	2,401,509,894	2,403,691,609	11,007	11,017
第6計算期間末	(2013年12月20日)	2,683,377,899	2,685,774,420	11,197	11,207

				有価証券	届出書(内国投資信託
第7計算期間末	(2014年 6月20日)	3,566,501,021	3,569,594,762	11,528	11,538
第8計算期間末	(2014年12月22日)	4,393,636,838	4,397,512,132	11,338	11,348
第9計算期間末	(2015年 6月22日)	4,433,152,991	4,437,087,183	11,268	11,278
第10計算期間末	(2015年12月21日)	4,140,653,202	4,144,536,853	10,662	10,672
第11計算期間末	(2016年 6月20日)	6,055,847,894	6,061,877,987	10,043	10,053
第12計算期間末	(2016年12月20日)	5,999,113,743	6,004,541,442	11,053	11,063
第13計算期間末	(2017年 6月20日)	6,168,532,239	6,173,984,417	11,314	11,324
第14計算期間末	(2017年12月20日)	5,684,848,517	5,689,940,476	11,164	11,174
第15計算期間末	(2018年 6月20日)	5,156,397,812	5,161,187,079	10,767	10,777
第16計算期間末	(2018年12月20日)	5,039,016,938	5,043,654,532	10,866	10,876
第17計算期間末	(2019年 6月20日)	5,043,890,488	5,048,474,859	11,002	11,012
第18計算期間末	(2019年12月20日)	4,543,688,323	4,548,024,712	10,478	10,488
第19計算期間末	(2020年 6月22日)	4,222,992,996	4,227,209,464	10,015	10,025
第20計算期間末	(2020年12月21日)	3,981,572,920	3,985,572,507	9,955	9,965
第21計算期間末	(2021年 6月21日)	3,779,954,260	3,783,865,297	9,665	9,675
第22計算期間末	(2021年12月20日)	1,106,365,170	1,107,551,013	9,330	9,340
第23計算期間末	(2022年 6月20日)	951,753,349	952,834,055	8,807	8,817
	2021年 6月末日	3,782,594,465		9,670	
	7月末日	3,760,252,823		9,631	
	8月末日	3,699,577,196		9,603	
	9月末日	3,620,269,657		9,413	
	10月末日	3,604,196,629		9,424	
	11月末日	1,130,077,025		9,304	
	12月末日	1,110,046,427		9,375	
	2022年 1月末日	1,071,945,739		9,319	
	2月末日	1,072,776,897		9,428	
	3月末日	1,053,502,690		9,535	
	4月末日	1,007,255,572		9,222	
	5月末日	997,647,918		9,211	
	6月末日	929,258,961		8,736	

(注)基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金(円)
第4計算期間	2012年 6月21日~2012年12月20日	10
第5計算期間	2012年12月21日~2013年 6月20日	10
第6計算期間	2013年 6月21日~2013年12月20日	10
第7計算期間	2013年12月21日~2014年 6月20日	10
第8計算期間	2014年 6月21日~2014年12月22日	10
第9計算期間	2014年12月23日~2015年 6月22日	10

		日叫亚万田山自(四巴汉县旧山
第10計算期間	2015年 6月23日~2015年12月21日	10
第11計算期間	2015年12月22日~2016年 6月20日	10
第12計算期間	2016年 6月21日~2016年12月20日	10
第13計算期間	2016年12月21日~2017年 6月20日	10
第14計算期間	2017年 6月21日~2017年12月20日	10
第15計算期間	2017年12月21日~2018年 6月20日	10
第16計算期間	2018年 6月21日~2018年12月20日	10
第17計算期間	2018年12月21日~2019年 6月20日	10
第18計算期間	2019年 6月21日~2019年12月20日	10
第19計算期間	2019年12月21日~2020年 6月22日	10
第20計算期間	2020年 6月23日~2020年12月21日	10
第21計算期間	2020年12月22日~2021年 6月21日	10
第22計算期間	2021年 6月22日~2021年12月20日	10
第23計算期間	2021年12月21日~2022年 6月20日	10

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第4計算期間	2012年 6月21日~2012年12月20日	10.01
第5計算期間	2012年12月21日~2013年 6月20日	0.12
第6計算期間	2013年 6月21日~2013年12月20日	1.82
第7計算期間	2013年12月21日~2014年 6月20日	3.05
第8計算期間	2014年 6月21日~2014年12月22日	1.56
第9計算期間	2014年12月23日~2015年 6月22日	0.53
第10計算期間	2015年 6月23日~2015年12月21日	5.29
第11計算期間	2015年12月22日~2016年 6月20日	5.71
第12計算期間	2016年 6月21日~2016年12月20日	10.16
第13計算期間	2016年12月21日~2017年 6月20日	2.45
第14計算期間	2017年 6月21日~2017年12月20日	1.24
第15計算期間	2017年12月21日~2018年 6月20日	3.47
第16計算期間	2018年 6月21日~2018年12月20日	1.01
第17計算期間	2018年12月21日~2019年 6月20日	1.34
第18計算期間	2019年 6月21日~2019年12月20日	4.67
第19計算期間	2019年12月21日~2020年 6月22日	4.32
第20計算期間	2020年 6月23日~2020年12月21日	0.50
第21計算期間	2020年12月22日~2021年 6月21日	2.81
第22計算期間	2021年 6月22日~2021年12月20日	3.36
第23計算期間	2021年12月21日~2022年 6月20日	5.50

⁽注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付きの額。)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。)を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	設定口数(口)	解約口数(口)
第4計算期間	286,811,402	155,975,654
第5計算期間	1,545,742,467	163,710,165
第6計算期間	568,862,866	354,056,372
第7計算期間	1,183,099,773	485,880,095
第8計算期間	1,322,447,092	540,894,013
第9計算期間	602,302,395	543,405,117
第10計算期間	321,892,324	372,432,751
第11計算期間	2,325,439,662	178,997,565
第12計算期間	171,645,084	774,039,467
第13計算期間	584,851,480	560,372,773
第14計算期間	110,286,939	470,505,587
第15計算期間	48,288,704	350,980,600
第16計算期間	78,389,189	230,061,883
第17計算期間	54,916,437	108,139,298
第18計算期間	43,527,048	291,509,862
第19計算期間	25,589,018	145,509,673
第20計算期間	18,211,039	235,092,197
第21計算期間	16,908,211	105,457,907
第22計算期間	18,230,539	2,743,425,061
第23計算期間	10,319,398	115,456,013

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース】

(1)【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	11,783,038	0.37
投資証券	ルクセンブルク	3,115,691,677	98.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		28,960,026	0.92
合計(純資産総額)	3,156,434,741	100.00	

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a.上位30銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン ブルク		フランクリン・テンプルトン・イ ンベストメント・ファンズ - テン プルトン・グローバル・ボンド・ ファンド (Class I (Mdis) JPY)	2,929,024.919	1,058.64	3,100,782,940	1,063.73	3,115,691,677	98.71
2			日本短期債券ファンド(適格機関 投資家限定)	11,202,737	1.0524	11,789,760	1.0518	11,783,038	0.37

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.37
投資証券	98.71
合計	99.08

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

#888 ±		純資産総額(円)		基準価額(円)	
 	期間末		(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4計算期間末	(2012年12月20日)	2,086,043,783	2,087,879,767	11,362	11,372
第5計算期間末	(2013年 6月20日)	6,167,567,040	6,172,343,166	12,913	12,923
第6計算期間末	(2013年12月20日)	9,090,770,343	9,097,215,802	14,104	14,114
第7計算期間末	(2014年 6月20日)	7,058,740,773	7,063,698,359	14,238	14,248
第8計算期間末	(2014年12月22日)	9,138,476,448	9,144,077,864	16,315	16,325
第9計算期間末	(2015年 6月22日)	9,728,358,406	9,734,199,521	16,655	16,665
第10計算期間末	(2015年12月21日)	8,395,306,972	8,400,687,733	15,602	15,612
第11計算期間末	(2016年 6月20日)	6,508,684,314	6,513,816,680	12,682	12,692
第12計算期間末	(2016年12月20日)	7,215,668,628	7,220,284,643	15,632	15,642
第13計算期間末	(2017年 6月20日)	6,422,402,379	6,426,572,381	15,401	15,411
第14計算期間末	(2017年12月20日)	5,774,252,616	5,777,983,051	15,479	15,489
第15計算期間末	(2018年 6月20日)	5,145,408,112	5,148,900,053	14,735	14,745
第16計算期間末	(2018年12月20日)	5,014,696,355	5,017,955,206	15,388	15,398
第17計算期間末	(2019年 6月20日)	4,776,203,203	4,779,347,466	15,190	15,200

-				日叫叫力	田山首(内国汉县后式
第18計算期間末	(2019年12月20日)	4,452,719,004	4,455,721,481	14,830	14,840
第19計算期間末	(2020年 6月22日)	3,915,764,755	3,918,560,610	14,006	14,016
第20計算期間末	(2020年12月21日)	3,466,613,972	3,469,179,135	13,514	13,524
第21計算期間末	(2021年 6月21日)	3,300,788,252	3,303,143,103	14,017	14,027
第22計算期間末	(2021年12月20日)	3,117,727,620	3,119,953,598	14,006	14,016
第23計算期間末	(2022年 6月20日)	3,137,626,867	3,139,618,184	15,757	15,767
	2021年 6月末日	3,310,313,825		14,077	
	7月末日	3,253,519,073		13,889	
	8月末日	3,244,519,326		13,907	
	9月末日	3,177,330,832		13,894	
	10月末日	3,199,127,552		14,110	
	11月末日	3,112,841,836		13,946	
	12月末日	3,143,039,580		14,228	
	2022年 1月末日	3,104,575,698		14,178	
	2月末日	3,142,066,427		14,384	
	3月末日	3,270,191,009		15,321	
	4月末日	3,243,178,701		15,618	
	5月末日	3,141,146,725		15,547	
	6月末日	3,156,434,741		15,827	

(注)基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金(円)
第4計算期間	2012年 6月21日~2012年12月20日	10
第5計算期間	2012年12月21日~2013年 6月20日	10
第6計算期間	2013年 6月21日~2013年12月20日	10
第7計算期間	2013年12月21日~2014年 6月20日	10
第8計算期間	2014年 6月21日~2014年12月22日	10
第9計算期間	2014年12月23日~2015年 6月22日	10
第10計算期間	2015年 6月23日~2015年12月21日	10
第11計算期間	2015年12月22日~2016年 6月20日	10
第12計算期間	2016年 6月21日~2016年12月20日	10
第13計算期間	2016年12月21日~2017年 6月20日	10
第14計算期間	2017年 6月21日~2017年12月20日	10
第15計算期間	2017年12月21日~2018年 6月20日	10
第16計算期間	2018年 6月21日~2018年12月20日	10
第17計算期間	2018年12月21日~2019年 6月20日	10
第18計算期間	2019年 6月21日~2019年12月20日	10
第19計算期間	2019年12月21日~2020年 6月22日	10
第20計算期間	2020年 6月23日~2020年12月21日	10

		有価証券届出書(内国投資信託受益証券)
第21計算期間	2020年12月22日~2021年 6月21日	10
第22計算期間	2021年 6月22日~2021年12月20日	10
第23計算期間	2021年12月21日~2022年 6月20日	10

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第4計算期間	2012年 6月21日~2012年12月20日	17.49
第5計算期間	2012年12月21日~2013年 6月20日	13.74
第6計算期間	2013年 6月21日~2013年12月20日	9.30
第7計算期間	2013年12月21日~2014年 6月20日	1.02
第8計算期間	2014年 6月21日~2014年12月22日	14.66
第9計算期間	2014年12月23日~2015年 6月22日	2.15
第10計算期間	2015年 6月23日~2015年12月21日	6.26
第11計算期間	2015年12月22日~2016年 6月20日	18.65
第12計算期間	2016年 6月21日~2016年12月20日	23.34
第13計算期間	2016年12月21日~2017年 6月20日	1.41
第14計算期間	2017年 6月21日~2017年12月20日	0.57
第15計算期間	2017年12月21日~2018年 6月20日	4.74
第16計算期間	2018年 6月21日~2018年12月20日	4.50
第17計算期間	2018年12月21日~2019年 6月20日	1.22
第18計算期間	2019年 6月21日~2019年12月20日	2.30
第19計算期間	2019年12月21日~2020年 6月22日	5.49
第20計算期間	2020年 6月23日~2020年12月21日	3.44
第21計算期間	2020年12月22日~2021年 6月21日	3.80
第22計算期間	2021年 6月22日~2021年12月20日	0.01
第23計算期間	2021年12月21日~2022年 6月20日	12.57

(注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付きの額。)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。)を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	設定口数(口)	解約口数(口)	
第4計算期間	107,152,705	299,309,441	
第5計算期間	3,654,790,828	714,648,208	
第6計算期間	2,513,443,811	844,110,908	
第7計算期間	1,799,775,250	3,287,647,943	
第8計算期間	2,094,566,844	1,450,737,109	
第9計算期間	954,718,127	715,019,529	
第10計算期間	367,402,766	827,756,185	

		TO THE COURT OF TH
第11計算期間	161,965,286	410,360,272
第12計算期間	122,085,592	638,436,995
第13計算期間	113,512,340	559,525,154
第14計算期間	148,173,711	587,740,695
第15計算期間	76,852,935	315,347,170
第16計算期間	60,983,554	294,073,231
第17計算期間	80,760,195	195,348,881
第18計算期間	73,054,162	214,839,695
第19計算期間	55,607,281	262,229,576
第20計算期間	48,471,712	279,163,803
第21計算期間	51,871,894	262,183,808
第22計算期間	36,283,302	165,156,465
第23計算期間	45,934,436	280,594,920

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース】

(1)【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	825,707	0.64
投資証券	ルクセンブルク	125,899,968	97.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,018,438	2.32
合計(純資産総額)	129,744,113	100.00	

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a.上位30銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン ブルク		フランクリン・テンプルトン・イ ンベストメント・ファンズ - テン ブルトン・グローバル・ポンド・ ファンド (Class I (Mdis) JPY)	118,357.072	1,058.64	125,297,530	1,063.73	125,899,968	97.04
2			日本短期債券ファンド(適格機関 投資家限定)	785,042	1.0524	826,178	1.0518	825,707	0.64

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.64

投資証券	97.04
合計	97.67

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期間末		純資産総額(円)		基準価額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4特定期間末	(2012年12月20日)	199,640,578	201,744,392	10,979	11,099
第5特定期間末	(2013年 6月20日)	863,811,871	868,837,308	12,371	12,491
第6特定期間末	(2013年12月20日)	1,040,313,702	1,049,980,895	13,443	13,563
第7特定期間末	(2014年 6月20日)	942,604,284	950,895,008	13,456	13,576
第8特定期間末	(2014年12月22日)	1,004,561,312	1,012,435,127	15,289	15,409
第9特定期間末	(2015年 6月22日)	988,719,972	996,706,848	15,488	15,608
第10特定期間末	(2015年12月21日)	808,074,637	815,356,138	14,386	14,506
第11特定期間末	(2016年 6月20日)	592,479,501	598,787,288	11,596	11,716
第12特定期間末	(2016年12月20日)	604,670,522	610,351,191	14,172	14,292
第13特定期間末	(2017年 6月20日)	984,201,554	1,000,549,026	13,625	13,925
第14特定期間末	(2017年12月20日)	873,826,157	891,710,739	13,395	13,695
第15特定期間末	(2018年 6月20日)	670,458,552	687,376,025	12,449	12,749
第16特定期間末	(2018年12月20日)	647,441,779	662,997,763	12,707	13,007
第17特定期間末	(2019年 6月20日)	344,873,925	354,586,556	12,225	12,525
第18特定期間末	(2019年12月20日)	251,101,523	258,021,746	11,660	11,960
第19特定期間末	(2020年 6月22日)	206,429,118	212,657,415	10,738	11,038
第20特定期間末	(2020年12月21日)	147,007,259	150,122,057	10,197	10,372
第21特定期間末	(2021年 6月21日)	144,566,288	146,704,423	10,429	10,579
第22特定期間末	(2021年12月20日)	140,916,563	142,987,268	10,275	10,425
第23特定期間末	(2022年 6月20日)	129,064,659	130,790,340	11,412	11,562
	2021年 6月末日	145,077,191		10,473	
	7月末日	143,406,364		10,309	
	8月末日	142,561,183		10,297	
	9月末日	141,571,057		10,263	
	10月末日	143,569,779		10,394	

11月末日	140,535,603	10,248	
12月末日	142,536,170	10,435	
2022年 1月末日	121,960,454	10,385	
2月末日	123,505,641	10,509	
3月末日	129,051,096	11,163	
4月末日	128,297,305	11,358	
5月末日	127,497,814	11,281	
6月末日	129,744,113	11,461	

- (注1)分配付の純資産総額及び基準価額は、各特定期間末の純資産総額及び基準価額に、各特定期間中に支払われた分配 金の総額(基準価額については1万口当たり)を加算しております。
- (注2)基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金(円)
第4特定期間	2012年 6月21日~2012年12月20日	120
第5特定期間	2012年12月21日~2013年 6月20日	120
第6特定期間	2013年 6月21日~2013年12月20日	120
第7特定期間	2013年12月21日~2014年 6月20日	120
第8特定期間	2014年 6月21日~2014年12月22日	120
第9特定期間	2014年12月23日~2015年 6月22日	120
第10特定期間	2015年 6月23日~2015年12月21日	120
第11特定期間	2015年12月22日~2016年 6月20日	120
第12特定期間	2016年 6月21日~2016年12月20日	120
第13特定期間	2016年12月21日~2017年 6月20日	300
第14特定期間	2017年 6月21日~2017年12月20日	300
第15特定期間	2017年12月21日~2018年 6月20日	300
第16特定期間	2018年 6月21日~2018年12月20日	300
第17特定期間	2018年12月21日~2019年 6月20日	300
第18特定期間	2019年 6月21日~2019年12月20日	300
第19特定期間	2019年12月21日~2020年 6月22日	300
第20特定期間	2020年 6月23日~2020年12月21日	175
第21特定期間	2020年12月22日~2021年 6月21日	150
第22特定期間	2021年 6月22日~2021年12月20日	150
第23特定期間	2021年12月21日~2022年 6月20日	150

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第4特定期間	2012年 6月21日~2012年12月20日	17.38
第5特定期間	2012年12月21日~2013年 6月20日	13.77

		<u> </u>
第6特定期間	2013年 6月21日~2013年12月20日	9.64
第7特定期間	2013年12月21日~2014年 6月20日	0.99
第8特定期間	2014年 6月21日~2014年12月22日	14.51
第9特定期間	2014年12月23日~2015年 6月22日	2.09
第10特定期間	2015年 6月23日~2015年12月21日	6.34
第11特定期間	2015年12月22日~2016年 6月20日	18.56
第12特定期間	2016年 6月21日~2016年12月20日	23.25
第13特定期間	2016年12月21日~2017年 6月20日	1.74
第14特定期間	2017年 6月21日~2017年12月20日	0.51
第15特定期間	2017年12月21日~2018年 6月20日	4.82
第16特定期間	2018年 6月21日~2018年12月20日	4.48
第17特定期間	2018年12月21日~2019年 6月20日	1.43
第18特定期間	2019年 6月21日~2019年12月20日	2.17
第19特定期間	2019年12月21日~2020年 6月22日	5.33
第20特定期間	2020年 6月23日~2020年12月21日	3.41
第21特定期間	2020年12月22日~2021年 6月21日	3.75
第22特定期間	2021年 6月22日~2021年12月20日	0.04
第23特定期間	2021年12月21日~2022年 6月20日	12.53

(注)収益率は、特定期間末の基準価額(分配付きの額。)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	設定口数(口)	解約口数(口)
第4特定期間	14,235,243	3,458,775
第5特定期間	585,630,772	69,246,377
第6特定期間	206,449,230	130,786,331
第7特定期間	124,809,024	198,183,958
第8特定期間	116,814,975	160,302,036
第9特定期間	101,438,296	120,072,773
第10特定期間	53,049,017	129,722,643
第11特定期間	2,952,642	53,763,794
第12特定期間	2,423,804	86,663,318
第13特定期間	336,240,285	40,550,329
第14特定期間	142,900,233	212,917,832
第15特定期間	80,377,577	194,151,520
第16特定期間	2,627,605	31,687,190
第17特定期間	6,864,694	234,276,443
第18特定期間	2,749,678	69,490,863
第19特定期間	3,038,750	26,159,886
第20特定期間	1,746,668	49,811,803

EDINET提出書類

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(E12425)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第21特定期間	3,322,492	8,869,039
第22特定期間	1,935,400	3,410,158
第23特定期間	2,382,258	26,433,616

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

参考情報

運用実績

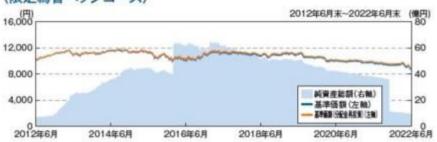
(2022年6月30日現在)

分配の推移/基準価額純資産

〈限定為替ヘッジコース〉

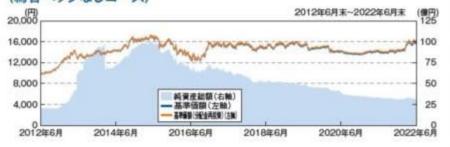
基準価額·純資産の推移(過去10年間)

〈限定為替ヘッジコース〉



基準価額 純資産総額 8.736円 9億円 10円 10円 10円 10円 10円 230円

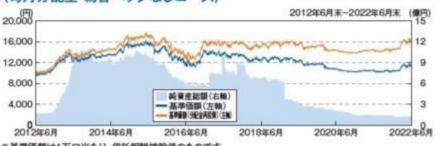
〈為替ヘッジなしコース〉



(為替ヘッジなしコース)

基準価額	MUNICIPAL STATE
15,827円	32億円
2020年6月	10円
2020年12月	10円
2021年6月	10円
2021年12月	10円
2022年6月	10円
設定来累計	230円

〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉



〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

基準信仰	阿肯 度超越
11,461円	1億円
2022年2月	25円
2022年3月	25円
2022年4月	25円
2022年5月	25円
2022年6月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	4,145円

- ※基準価額(分配金再投資)は税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
- ※分配金は1万口当たり、税引前
- ※連用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

■ボートフォリオの状況 (限定為替ヘッジコース)

投資対象ファンド	98.8%
テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY-H1	98.5%
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.3%
コール・ローン等	1.2%
H	100.0%

(為替ヘッジなしコース)

投資対象ファンド	99.1%
テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY	98.7%
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.4%
コール・ローン等	0.9%
āt .	100.0%

[※]基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

(毎月分配型・為替ヘッジなしコース)

Ī	・ンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY	97.0%
E	木短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.6%
コール	・ローン等	2.3%
Ħ		100.0%

■<ご参考>投資対象ファンドの資産構成

テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド(2022年6月末日現在(現地))*

债券	85.7%	*テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンドの計算日における月末最終日です。
現金・その他	14.3%	※現金・その他には、デリバティブを含んでいる場合があります。 ※仕家は純資産終額比であり、四途五人して表示しております。

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)(2022年6月末日現在)

債券	91.8%	※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。
理会・その他	8.2%	

年間収益率の推移(層年ペース)

(限定為替ヘッジコース)



(為替ヘッジなしコース)



(毎月分配型・為替ヘッジなしコース)



☆ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※ファンドにベンチマークはありません。

※2022年は年初から6月末までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1)申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2)コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>と<分配金受取 りコース(一般コース)>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース(一般コース)>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5)取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は 行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日

(6)申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

< 分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース) > において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7)申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8)申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9)受付の中止および取消

委託会社は、証券取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日

(4)解約制限

ありません。

(5)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス:https://www.franklintempleton.co.jp

電話番号:03-5219-5940

受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9)受付の中止および取消

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の 適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を 中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

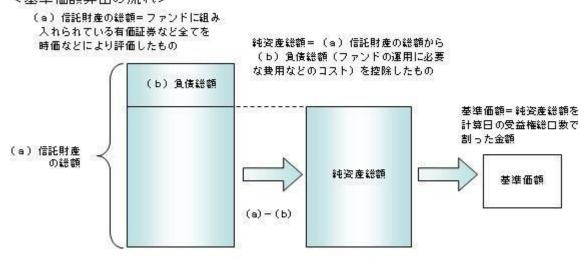
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純 資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たり に換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま す。
 - < 主な資産の評価方法 >

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス:https://www.franklintempleton.co.jp

電話番号:03-5219-5940

受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2010年12月27日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

- < テンプルトン世界債券ファンド 限定為替へッジコース >
- < テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース >

毎年6月21日から12月20日まで、12月21日から翌年6月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

<テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース> 毎月21日から翌月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ)受益者の解約により受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
 - 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - 八)やむを得ない事情が発生したとき
- 2)この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - 口)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、 書面決議で可決された場合、存続します。)
 - 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして 解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

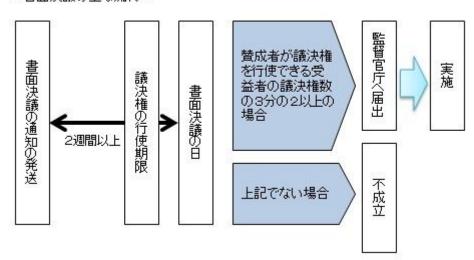
4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。 信託約款の変更など
- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている 受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行 ないます。
- 4)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書 面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回(6月、12月)および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書 (全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス:https://www.franklintempleton.co.jp

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有 します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

第3【ファンドの経理状況】

テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(2021年12月21日から 2022年6月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2021年12月21日から2022年6月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第22期 2021年12月20日現在	第23期 2022年 6月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	47,904,233	16,641,727
投資信託受益証券	2,849,017	2,845,232
投資証券	1,075,504,717	939,164,859
未収入金	17,000,000	_
流動資産合計	1,143,257,967	958,651,818
資産合計	1,143,257,967	958,651,818
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,185,843	1,080,706
未払解約金	17,383,745	57,811
未払受託者報酬	465,713	143,586
未払委託者報酬	17,697,235	5,456,169
未払利息	101	37
その他未払費用	160,160	160,160
流動負債合計	36,892,797	6,898,469
負債合計	36,892,797	6,898,469
純資産の部		
元本等		
元本	1,185,843,059	1,080,706,444
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	79,477,889	128,953,095
(分配準備積立金)	339,810,842	328,062,319
元本等合計	1,106,365,170	951,753,349
純資産合計	1,106,365,170	951,753,349
負債純資産合計	1,143,257,967	958,651,818

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第22期 自 2021年 6月22日 至 2021年12月20日	第23期 自 2021年12月21日 至 2022年 6月20日
営業収益		
受取配当金	77,537,651	28,902,262
受取利息	-	126
有価証券売買等損益	198,556,322	77,845,905
営業収益合計	121,018,671	48,943,517
営業費用		
支払利息	38,847	6,756
受託者報酬	465,713	143,586
委託者報酬	17,697,235	5,456,169
その他費用	160,160	160,160
営業費用合計	18,361,955	5,766,671
営業利益又は営業損失()	139,380,626	54,710,188
経常利益又は経常損失()	139,380,626	54,710,188
当期純利益又は当期純損失()	139,380,626	54,710,188
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	100,945,718	719,771
期首剰余金又は期首欠損金()	131,083,321	79,477,889
剰余金増加額又は欠損金減少額	92,102,166	7,736,451
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	92,102,166	7,736,451
剰余金減少額又は欠損金増加額	875,983	700,992
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	875,983	700,992
分配金	1,185,843	1,080,706
期末剰余金又は期末欠損金()	79,477,889	128,953,095

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第23期 自 2021年12月21日 至 2022年 6月20日	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。	
	 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しておりま	
	इ .	
	投資証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。	
	時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	
	投資証券	
	原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しており	
	ます。	

(未適用の会計基準等に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	第22期			第23期	
	2021年12月20日現在			2022年 6月20日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総	数
	1,185,843,0	59□			1,080,706,444□
2.	元本の欠損		2.	元本の欠損	
	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合に	お		貸借対照表上の純資産額が元本総額	を下回る場合にお
	けるその差額			けるその差額	
	79,477,8	89円			128,953,095円
3.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3.	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	一口当たり純資産額 0.93	30円		一口当たり純資産額	0.8807円
	(一万口当たり純資産額) (9,33	0円)		(一万口当たり純資産額)	(8,807円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第22期	第23期
項目	自 2021年 6月22日	自 2021年12月21日
	至 2021年12月20日	至 2022年 6月20日

	1	
費用控除後の配当等収益額	20,555,286円	22,280,029円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買	- 円	- 円
等損益額	-13	-11
収益調整金額	192,726,576円	178,537,403円
分配準備積立金額	320,441,399円	306,862,996円
当ファンドの分配対象収益額	533,723,261円	507,680,428円
当ファンドの期末残存口数	1,185,843,059□	1,080,706,444□
1万口当たり収益分配対象額	4,500.77円	4,697.66円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	1,185,843円	1,080,706円

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	第22期	第23期
項目	自 2021年 6月22日	自 2021年12月21日
	至 2021年12月20日	至 2022年 6月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に	同左
	関する法律第2条第4項に定める証券投資	
	信託であり、信託約款に規定する「運用	
	の基本方針」に従い、有価証券等の金融	
	商品に対して投資として運用することを	
	目的としております。	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドが保有する金融商品の種類	同左
係るリスク	は、有価証券、コール・ローン等の金銭	
	債権及び金銭債務であります。当ファン	
	ドが保有する有価証券の詳細は(その他	
	の注記)の2 有価証券関係に記載してお	
	ります。これらは、投資信託受益証券及	
	び投資証券の価格変動リスク、為替変動	
	リスク等の市場リスク、信用リスク及び	
	流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する	同左
	委員会において、以下の事項について審	
	議を行い、運用本部に必要な勧告または	
	是正を命じます。	
	1.パフォーマンス評価	
	2. リスク分析	
	3.運用ガイドラインチェック	
	4.その他運用リスクに関する事項に関す	
	る報告や承認等	
4.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては一定の	同左
いての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる	
	前提条件等によった場合、当該価額が異	
	なることもあります。	

	第22期	第23期
項目	自 2021年 6月22日	自 2021年12月21日
	至 2021年12月20日	至 2022年 6月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてす	同左
	べて時価で評価しているため、貸借対照	
	表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	投資信託受益証券、投資証券	同左
	(重要な会計方針に係る事項に関する注	
	記)に記載しております。	
	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債	
	務	
	これらの科目は短期間で決済されるた	
	め、帳簿価額は時価と近似していること	
	から、当該帳簿価額を時価としておりま	
	वं 。	

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

	第22期	第23期
項目	自 2021年 6月22日	自 2021年12月21日
	至 2021年12月20日	至 2022年 6月20日
期首元本額	3,911,037,581円	1,185,843,059円
期中追加設定元本額	18,230,539円	10,319,398円
期中解約元本額	2,743,425,061円	115,456,013円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第22期 2021年12月20日現在	第23期 2022年 6月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	当期の損益に含まれた評価差額(円)

投資信託受益証券	811	3,785
投資証券	55,757,600	77,641,760
合計	55,756,789	77,645,545

3 デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証 券		日本短期債券ファンド(適格機関投 資家限定)	2,703,566	2,845,232	
	小計	銘柄数:1	2,703,566	2,845,232	
		組入時価比率:0.3%		100.0%	
	合計			2,845,232	
投資証券	日本円	フランクリン・テンプルトン・イン ベストメント・ファンズ - テンプル トン・グローバル・ボンド・ファン ド (Class I (Mdis) JPY-H1)	1,564,727.112	939,164,859	
	小計	銘柄数:1	1,564,727.112	939,164,859	
		組入時価比率:98.7%		100.0%	
	合計			939,164,859	
	合計			942,010,091	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第22期 2021年12月20日現在	第23期 2022年 6月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	52,787,577	56,476,483
投資信託受益証券	11,805,444	11,789,760
投資証券	3,026,890,916	3,100,782,940
未収入金	50,000,000	<u> </u>
流動資産合計	3,141,483,937	3,169,049,183
資産合計	3,141,483,937	3,169,049,183
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,225,978	1,991,317
未払解約金	4,206,973	12,302,866
未払受託者報酬	440,927	435,924
未払委託者報酬	16,755,109	16,564,864
未払利息	112	127
その他未払費用	127,218	127,218
流動負債合計	23,756,317	31,422,316
負債合計	23,756,317	31,422,316
純資産の部		
元本等		
元本	2,225,978,043	1,991,317,559
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	891,749,577	1,146,309,308
(分配準備積立金)	1,211,987,558	1,136,118,304
元本等合計	3,117,727,620	3,137,626,867
純資産合計	3,117,727,620	3,137,626,867
負債純資産合計	3,141,483,937	3,169,049,183

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第22期 自 2021年 6月22日 至 2021年12月20日	第23期 自 2021年12月21日 至 2022年 6月20日
受取配当金	75,825,660	85,687,646
受取利息	-	365
有価証券売買等損益	58,857,005	310,288,694
営業収益合計	16,968,655	395,976,705
三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖		
支払利息	21,033	21,010
受託者報酬	440,927	435,924
委託者報酬	16,755,109	16,564,864
その他費用	127,218	127,218
営業費用合計	17,344,287	17,149,016
営業利益又は営業損失()	375,632	378,827,689
経常利益又は経常損失()	375,632	378,827,689
当期純利益又は当期純損失()	375,632	378,827,689
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	353,852	32,930,889
期首剰余金又は期首欠損金()	945,937,046	891,749,577
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,392,576	23,318,177
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	14,392,576	23,318,177
剰余金減少額又は欠損金増加額	66,332,287	112,663,929
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	66,332,287	112,663,929
分配金	2,225,978	1,991,317
期末剰余金又は期末欠損金()	891,749,577	1,146,309,308

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第23期 自 2021年12月21日 至 2022年 6月20日	
	投資信託受益証券	
	 移動平均法に基づき、時価で評価しております。	
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しておりま	
	इ .	
	投資証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。	
	時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金	
	投資証券	
	原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しており	
	ます。	

(未適用の会計基準等に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	第22期			第23期	
	2021年12月20日現在			2022年 6月20日現在	Έ
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の	総数
		2,225,978,043			1,991,317,559□
2.	計算期間の末日における1単位当たり σ)純資産の額	2.	計算期間の末日における1単位当だ	とりの純資産の額
	一口当たり純資産額	1.4006円		一口当たり純資産額	1.5757円
	(一万口当たり純資産額)	(14,006円)		(一万口当たり純資産額)	(15,757円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第22期	第23期
項目	自 2021年 6月22日	自 2021年12月21日
	至 2021年12月20日	至 2022年 6月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	56,265,936円	77,137,394円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買	П	
等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	826,435,999円	763,214,783円

分配準備積立金額	1,157,947,600円	1,060,972,227円
当ファンドの分配対象収益額	2,040,649,535円	1,901,324,404円
当ファンドの期末残存口数	2,225,978,043□	1,991,317,559□
1万口当たり収益分配対象額	9,167.40円	9,548.05円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	2,225,978円	1,991,317円

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	第22期	第23期
項目	自 2021年 6月22日	自 2021年12月21日
	至 2021年12月20日	至 2022年 6月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に	同左
	関する法律第2条第4項に定める証券投資	
	信託であり、信託約款に規定する「運用	
	の基本方針」に従い、有価証券等の金融	
	商品に対して投資として運用することを	
	目的としております。	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドが保有する金融商品の種類	同左
係るリスク	は、有価証券、コール・ローン等の金銭	
	債権及び金銭債務であります。当ファン	
	ドが保有する有価証券の詳細は(その他	
	の注記)の2 有価証券関係に記載してお	
	ります。これらは、投資信託受益証券及	
	び投資証券の価格変動リスク、為替変動	
	リスク等の市場リスク、信用リスク及び	
	流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する	同左
	委員会において、以下の事項について審	
	議を行い、運用本部に必要な勧告または	
	是正を命じます。	
	1.パフォーマンス評価	
	2.リスク分析	
	3.運用ガイドラインチェック	
	4.その他運用リスクに関する事項に関す	
	る報告や承認等	
4.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては一定の	同左
いての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる	
	前提条件等によった場合、当該価額が異	
	なることもあります。	

金融商品の時価等に関する事項

	第22期	第23期
項目	自 2021年 6月22日	自 2021年12月21日
	至 2021年12月20日	至 2022年 6月20日

1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてす	同左
	べて時価で評価しているため、貸借対照	
	表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	投資信託受益証券、投資証券	同左
	(重要な会計方針に係る事項に関する注	
	記)に記載しております。	
	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債	
	務	
	これらの科目は短期間で決済されるた	
	め、帳簿価額は時価と近似していること	
	から、当該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

	第22期	第23期
項目	自 2021年 6月22日	自 2021年12月21日
	至 2021年12月20日	至 2022年 6月20日
期首元本額	2,354,851,206円	2,225,978,043円
期中追加設定元本額	36,283,302円	45,934,436円
期中解約元本額	165,156,465円	280,594,920円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第22期 2021年12月20日現在	第23期 2022年 6月20日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	3,361	15,684	
投資証券	56,248,661	285,667,801	
合計	56,245,300	285,652,117	

3 デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証 券		日本短期債券ファンド(適格機関投 資家限定)	11,202,737	11,789,760	
	小計	銘柄数:1	11,202,737	11,789,760	
		組入時価比率:0.4%		100.0%	
	合計			11,789,760	
投資証券		フランクリン・テンプルトン・イン ベストメント・ファンズ - テンプル トン・グローバル・ボンド・ファン ド (Class I (Mdis) JPY)	2,929,024.919	3,100,782,940	
	小計	銘柄数:1	2,929,024.919	3,100,782,940	
		組入時価比率:98.8%		100.0%	
	合計			3,100,782,940	
	合計			3,112,572,700	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	前期 2021年12月20日現在	当期 2022年 6月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,282,602	3,358,794
投資信託受益証券	827,277	826,178
投資証券	137,267,712	125,297,530
流動資産合計	141,377,591	129,482,502
資産合計	141,377,591	129,482,502
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	342,877	282,749
未払解約金	92	15,889
未払受託者報酬	2,983	3,007
未払委託者報酬	113,278	114,207
未払利息	6	7
その他未払費用	1,792	1,984
流動負債合計	461,028	417,843
負債合計	461,028	417,843
純資産の部		
元本等		
元本	137,151,177	113,099,819
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,765,386	15,964,840
(分配準備積立金)	16,459,940	14,643,462
元本等合計	140,916,563	129,064,659
純資産合計	140,916,563	129,064,659
負債純資産合計	141,377,591	129,482,502

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	前期 自 2021年 6月22日 至 2021年12月20日	当期 自 2021年12月21日 至 2022年 6月20日
受取配当金	3,329,811	3,425,069
受取利息	-	19
有価証券売買等損益	2,623,446	12,403,650
営業収益合計	706,365	15,828,738
営業費用		
支払利息	1,246	1,233
受託者報酬	19,574	17,574
委託者報酬	743,708	667,905
その他費用	11,648	11,648
営業費用合計	776,176	698,360
営業利益又は営業損失()	69,811	15,130,378
経常利益又は経常損失()	69,811	15,130,378
当期純利益又は当期純損失()	69,811	15,130,378
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	6,618	444,833
期首剰余金又は期首欠損金()	5,940,353	3,765,386
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,047	334,326
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	62,047	334,326
剰余金減少額又は欠損金増加額	103,116	1,094,736
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	103,116	1,094,736
分配金	2,070,705	1,725,681
期末剰余金又は期末欠損金()	3,765,386	15,964,840

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

77.0	当期	
項目	自 2021年12月21日 至 2022年 6月20日	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。	
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しておりま	
	ब ं.	
	投資証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。	
	時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金	
	投資証券	
	原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しており	
	ます。	

(未適用の会計基準等に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	前期		当期		
	2021年12月20日現在		2022年 6月20日現在		
1.	1. 特定期間の末日における受益権の総数		1.	特定期間の末日における受益権の総数	
		137,151,177□			113,099,819□
2.	特定期間の末日における1単位当たりの	純資産の額	2.	特定期間の末日における1単位当たりの	純資産の額
	一口当たり純資産額	1.0275円		一口当たり純資産額	1.1412円
	(一万口当たり純資産額)	(10,275円)		(一万口当たり純資産額)	(11,412円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
項目	自 2021年 6月22日	自 2021年12月21日
	至 2021年12月20日	至 2022年 6月20日
分配金の計算過程	2021年 6月22日から	2021年12月21日から
	2021年 7月20日まで	2022年 1月20日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	431,446円	505,048円

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(E1242			
弗 田拉哈络,绿地为铝金湖植物の左伍缸类丰富		有価証券届出書(内国投資信託	受益証券)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益額	- 円	- 円	
収益調整金額	78,358,642円	66,849,848円	
分配準備積立金額	16,248,097円	14,192,726円	
当ファンドの分配対象収益額	95,038,185円	81,547,622円	
当ファンドの期末残存口数	139,016,751□	118,338,487□	
1万口当たり収益分配対象額	6,836.43円	6,891.02円	
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円	
収益分配金金額	347,541円	295,846円	
	2021年 7月21日から	2022年 1月21日から	
	2021年 8月20日まで	2022年 2月21日まで	
	の計算期間	の計算期間	
費用控除後の配当等収益額	421,573円	436,114円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買		m	
等損益額	- 円	- 円	
収益調整金額	78,134,024円	66,357,384円	
分配準備積立金額	16,215,653円	14,281,365円	
当ファンドの分配対象収益額	94,771,250円	81,074,863円	
当ファンドの期末残存口数	138,514,318□	117,445,669□	
1万口当たり収益分配対象額	6,841.97円	6,903.16円	
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円	
収益分配金金額	346,285円	293,614円	
	2021年 8月21日から	2022年 2月22日から	
	2021年 9月21日まで	2022年 3月22日まで	
	の計算期間	の計算期間	
費用控除後の配当等収益額	436,304円	457,143円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益額	- 円	- 円	
可担	78,229,167円	65,873,174円	
分配準備積立金額	16,258,007円	14,306,222円	
当ファンドの分配対象収益額	94,923,478円	80,636,539円	
当ファンドの期末残存口数	138,605,530□	116,570,657	
1万口当たり収益分配対象額	6,848.44円	6,917.38円	
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円	
収益分配金金額	346,513円	291,426円	
	2021年 9月22日から	2022年 3月23日から	
	2021年10月20日まで	2022年 4月20日まで	
	の計算期間	の計算期間	
費用控除後の配当等収益額	526,542円	553,889円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買	- 円	- 円	
等損益額	- 13	-13	
収益調整金額	77,864,602円	63,304,090円	
分配準備積立金額	16,257,120円	13,803,756円	
当ファンドの分配対象収益額	94,648,264円	77,661,735円	
当ファンドの期末残存口数	137,938,331□	111,873,138□	
1万口当たり収益分配対象額	6,861.62円	6,941.94円	
1万口当たり分配金額	0= 00 E	05 00 TI	
収益分配金金額	25.00円 344,845円	25.00円 279,682円	

		有価証券届出書(内国投資信託
	2021年10月21日から	2022年 4月21日から
	2021年11月22日まで	2022年 5月20日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	407,300円	583,371円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買	- 円	- 円
等損益額	- 13	-13
収益調整金額	77,402,058円	64,066,180円
分配準備積立金額	16,299,547円	14,057,846円
当ファンドの分配対象収益額	94,108,905円	78,707,397円
当ファンドの期末残存口数	137,057,947□	112,945,871□
1万口当たり収益分配対象額	6,866.33円	6,968.58円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	342,644円	282,364円
	2021年11月23日から	2022年 5月21日から
	2021年12月20日まで	2022年 6月20日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	438,693円	569,752円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買	- 円	- 円
等損益額	- 13	-13
収益調整金額	77,465,911円	64,175,486円
分配準備積立金額	16,364,124円	14,356,459円
当ファンドの分配対象収益額	94,268,728円	79,101,697円
当ファンドの期末残存口数	137,151,177□	113,099,819□
1万口当たり収益分配対象額	6,873.33円	6,993.95円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	342,877円	282,749円

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	前期	当期
項目	自 2021年 6月22日	自 2021年12月21日
	至 2021年12月20日	至 2022年 6月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に	同左
	関する法律第2条第4項に定める証券投資	
	信託であり、信託約款に規定する「運用	
	の基本方針」に従い、有価証券等の金融	
	商品に対して投資として運用することを	
	目的としております。	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドが保有する金融商品の種類	同左
係るリスク	は、有価証券、コール・ローン等の金銭	
	債権及び金銭債務であります。当ファン	
	ドが保有する有価証券の詳細は(その他	
	の注記)の2 有価証券関係に記載してお	
	ります。これらは、投資信託受益証券及	
	び投資証券の価格変動リスク、為替変動	
	リスク等の市場リスク、信用リスク及び	
	流動性リスクに晒されております。	

I .		
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する	同左
	委員会において、以下の事項について審	
	議を行い、運用本部に必要な勧告または	
	是正を命じます。	
	1.パフォーマンス評価	
	2. リスク分析	
	3.運用ガイドラインチェック	
	4.その他運用リスクに関する事項に関す	
	る報告や承認等	
4.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては一定の	同左
いての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる	
	前提条件等によった場合、当該価額が異	
	なることもあります。	

金融商品の時価等に関する事項

	前期	当期
項目	自 2021年 6月22日	自 2021年12月21日
	至 2021年12月20日	至 2022年 6月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてす	同左
	べて時価で評価しているため、貸借対照	
	表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	投資信託受益証券、投資証券	同左
	(重要な会計方針に係る事項に関する注	
	記)に記載しております。	
	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債	
	務	
	これらの科目は短期間で決済されるた	
	め、帳簿価額は時価と近似していること	
	から、当該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

	前期	当期
項目	自 2021年 6月22日	自 2021年12月21日
	至 2021年12月20日	至 2022年 6月20日
期首元本額	138,625,935円	137,151,177円
期中追加設定元本額	1,935,400円	2,382,258円
期中解約元本額	3,410,158円	26,433,616円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	前期 2021年12月20日現在	当期 2022年 6月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	当期の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	79	78
投資証券	844,082	3,204,653
合計	844,003	3,204,575

3 デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証 券		日本短期債券ファンド(適格機関投 資家限定)	785,042	826,178	

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(E12425) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

					貸信計
	小計	銘柄数:1	785,042	826,178	
		組入時価比率:0.6%		100.0%	
	合計	·		826,178	
投資証券	日本円	フランクリン・テンプルトン・イン ベストメント・ファンズ - テンプル トン・グローバル・ボンド・ファン ド (Class I (Mdis) JPY)	118,357.072	125,297,530	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:97.1%	118,357.072	125,297,530 100.0%	
	合計			125,297,530	
				126,123,708	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコースは「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY-H1」(ルクセンブルク籍)及び「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」、「投資証券」は「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY-H1」(ルクセンブルク籍)です。

テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース、テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコースは「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY」(ルクセンブルク籍)及び「日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」、「投資証券」は「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY」(ルクセンブルク籍)です。

投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

以下に記載した情報は、「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」(ルクセンブルク籍)については現地において作成された入手可能な直近の運用報告書(年次報告書又は半期報告書)を、委託会社において邦訳・抜粋・要約したものです。

また、「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」については入手可能な直近の財務諸表を委託会 社において抜粋・要約したものです。

なお、以下に記載した情報は、テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなし コース、毎月分配型・為替ヘッジなしコースの監査の対象外です。 フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド (ルクセンブルク籍)

純資産額計算書

□ /\	2021年12月31日現在	
区分	金額(米ドル)	
資産		
有価証券	4,857,925,177	
預金	10,898,590	
未収入金	814,589	
未収利息及び未収配当金	61,336,508	
外国為替先渡契約未実現評価益	57,417,903	
オプション契約	10,821,477	
その他未収入金等	12,440	
資産合計	4,999,226,684	
負債		
未払解約金等	6,065,089	
未払運用報酬等	3,059,306	
外国為替先渡契約未実現評価損	39,646,250	
オプション契約	6,590,773	
その他未払金等	11,189,064	
負債合計	66,550,482	
純資産額	4,932,676,202	

(注)「テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の計算期間は、原則として毎年 7月 1日から翌年 6月30日までであり、テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなしコース、毎月分配型・為替ヘッジなしコースの計算期間とは異なります。

(1口当たり純資産額)

	2021年12月31日現在
A (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 10.63
A (acc) CZK-H1 (hedged)	CZK 97.28
A (acc) EUR	EUR 24.17
A (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 17.80
A (acc) HKD	HKD 12.24
A (acc) NOK-H1 (hedged)	NOK 12.41
A (acc) SEK-H1 (hedged)	SEK 11.24
A (acc) USD	USD 27.49
A (Mdis) AUD-H1 (hedged)	AUD 7.77
A (Mdis) CAD-H1 (hedged)	CAD 6.99
A (Mdis) EUR	EUR 11.93
A (Mdis) EUR-H1 (hedged)	EUR 7.82
A (Mdis) GBP	GBP 10.05
A (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 6.59
A (Mdis) HKD	HKD 7.39
A (Mdis) RMB-H1 (hedged)	RMB 83.18
A (Mdis) SGD	SGD 7.92
A (Mdis) SGD-H1 (hedged)	SGD 8.22

		1
A (Mdis) USD	USD 13.57
A (Ydis) CHF-H1 (hedged)	CHF 6.20
A (Ydis) EUR	EUR 12.11
A (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 6.21
AX	(acc) USD	USD 20.49
В (Mdis) USD	USD 12.79
C (acc) USD	USD 8.82
C (Mdis) USD	USD 9.88
F (Mdis) USD	USD 6.78
1 (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 10.68
1 (acc) EUR	EUR 20.64
1 (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 15.47
1 (acc) NOK-H1 (hedged)	NOK 9.78
1 (acc) USD	USD 23.63
1 (Mdis) EUR	EUR 10.34
1 (Mdis) GBP	GBP 9.69
1 (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 7.50
1 (Mdis) JPY	JPY 976.84
1 (Mdis) JPY-H1 (hedged)	JPY 653.94
1 (Ydis) EUR	EUR 11.00
1 (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 6.50
N (acc) EUR	EUR 22.53
N (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 16.63
N (acc) HUF	HUF 158.22
N (acc) PLN-H1 (hedged)	PLN 12.66
N (acc) USD	USD 25.62
N (Mdis) EUR-H1 (hedged)	EUR 8.70
N (Mdis) USD	USD 6.93
N (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 5.97
S (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 8.84
S (Mdis) EUR	EUR 7.11
W (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 8.62
W (acc) EUR	EUR 11.51
W (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 10.07
W (acc) USD	USD 11.27
W (Mdis) EUR	EUR 8.01
W (Mdis) GBP	GBP 8.49
W (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 7.09
W (Mdis) USD	USD 6.57
W (Ydis) CHF-H1 (hedged)	CHF 7.21
W (Ydis) EUR	EUR 8.10
W (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 5.87
X (acc) EUR	EUR 12.79
X (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 9.87
X (acc) USD	USD 10.23
l	Mdis) USD	USD 8.28

Z (acc) EUR	EUR 14.04
Z (acc) USD	USD 12.38
Z (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 7.02
Z (Mdis) USD	USD 7.00
Z (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 6.34

日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)

(1)貸借対照表

	第13期	第14期
	[令和 2年 7月22日現在]	[令和 3年 7月26日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	447,299	437,385
親投資信託受益証券	135,645,452	135,917,939
未収入金	1,620	572
流動資産合計	136,094,371	136,355,896
資産合計	136,094,371	136,355,896
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	16,629	15,171
未払委託者報酬	91,334	83,468
その他未払費用	2,105	1,908
流動負債合計	110,068	100,547
負債合計	110,068	100,547
純資産の部		
元本等		
元本	129,286,925	129,286,925
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	6,697,378	6,968,424
(分配準備積立金)	5,591,480	5,881,291
元本等合計	135,984,303	136,255,349
純資産合計	135,984,303	136,255,349
負債純資産合計	136,094,371	136,355,896

(注)「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」の計算期間は、テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジ コース、為替ヘッジなしコース、毎月分配型・為替ヘッジなしコースの計算期間とは異なり、原則として毎年 7月 23日から翌年 7月22日までであります。上記の貸借対照表は、令和 2年 7月22日現在及び令和 3年 7月26日現在に おける同ファンドの状況であります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で準及び評価方法 評価しております。

2 その他財務諸表作 ファンドの計算期間 成のための基本とな

る重要な事項

当ファンドは、原則として毎年 7月22日を計算期間の末日としておりますが、当計算 期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和2年7月23日から令和3年7 月26日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第14期 [令和 3年 7月26日現在]

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要 な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第13期	第14期
		[令和 2年 7月22日現在]	[令和 3年 7月26日現在]
1	期首元本額	149,752,007円	129,286,925円
	期中追加設定元本額	一円	一円
	期中一部解約元本額	20,465,082円	一円
2	受益権の総数	129,286,925□	129,286,925□

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

	第13期	第14期	
区分	自 令和 1年 7月23日	自 令和 2年 7月23日	
	至 令和 2年 7月22日	至 令和 3年 7月26日	
1 金融商品に対	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に	同左	
する取組方針	関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条		
	第4項に定める証券投資信託であり、有価証		
	券等の金融商品への投資を信託約款に定める		
	「運用の基本方針」に基づき行っておりま		
	す。		
2 金融商品の内	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資	同左	
容及び当該金融	しております。当該投資対象は、価格変動リ		
商品に係るリス	スク等の市場リスク、信用リスクおよび流動		
ク	性リスクに晒されております。		
3 金融商品に係	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコ	同左	
るリスク管理体	ントロールするため、委託会社では、運用部		
制	門において、ファンドに含まれる各種投資リ		
	スクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプ		
	トに沿ったリスクの範囲で運用を行っており		
	ます。		
	また、運用部から独立した管理担当部署に		
	よりリスク運営状況のモニタリング等のリス		
	ク管理を行っており、この結果は運用管理委		
	員会等を通じて運用部門にフィードバックさ		
	れます。		

2 金融商品の時価等に関する事項

E/A	第13期	第14期
区分	[令和 2年 7月22日現在]	[令和 3年 7月26日現在]

1 貸借対照表計	時価で計上しているためその差額はありま	同左
上額、時価及び	せん。	
その差額		
2 時価の算定方	(1)有価証券	(1)有価証券
法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に	同左
	係る事項に関する注記)に記載しておりま	
	उ .	
	(2) デリバティブ取引	(2) デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありませ	同左
	h.	
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン等)	同左
	は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近	
	似していることから、当該金融商品の帳簿価	
	額を時価としております。	
3 金融商品の時	金融商品の時価には、市場価格に基づく価	同左
価等に関する事	額のほか、市場価格がない場合には合理的に	
項についての補	算定された価額が含まれております。当該価	
足説明	額の算定においては一定の前提条件等を採用	
	しているため、異なる前提条件等によった場	
	合、当該価額が異なることもあります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第13期	第14期
	[令和 2年 7月22日現在]	[令和 3年 7月26日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
	(円)	(円)
親投資信託受益証券	145,231	471,307
合計	145,231	471,307

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第13期	第14期	
	[令和 2年 7月22日現在]	[令和 3年 7月26日現在]	
1口当たり純資産額	1.0518円	1.0539円	
(1万口当たり純資産額)	(10,518円)	(10,539円)	

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受 益証券	日本短期債券マザーファンド	120,848,172	135,917,939	
	合計	120,848,172	135,917,939	

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」は親投資信託受益証券「日本短期債券マザーファンド」を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は次の通りです。 なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本短期債券マザーファンド

(1)貸借対照表

	[令和 3年 7月26日現在]	
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	44,168,741	
国債証券	55,459,000	
社債券	I,601,941,000	
未収利息	1,797,580	
前払費用	226,027	
流動資産合計	1,703,592,348	
資産合計	1,703,592,348	
負債の部		
流動負債		
未払解約金	53,855	
未払利息	43	
流動負債合計	53,898	
負債合計	53,898	
純資産の部		
元本等		
元本	1,514,616,498	
剰余金		
剰余金又は欠損金()	188,921,952	
元本等合計	1,703,538,450	
純資産合計	1,703,538,450	
	1,703,592,348	

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年7月23日から翌年7月22日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供す	1
及び評価方法	る理論価格で評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

[令和 3年 7月26日現在]

当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 3年 7月26日現在]
1 期首	令和 2年 7月23日
期首元本額	1,528,811,692円
期中追加設定元本額	286,499,964円
期中一部解約元本額	300,695,158円
元本の内訳 *	
三菱UFJ グローバル・エコ・ウォーター・ファンド	8,887,168円
日本短期債券ファンドVA(適格機関投資家限定)	17,588,164円
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	120,848,172円
三菱UFJ 積立ファンド (日本バランス型)	1,120,913,620円
三菱UFJ 国内バランス20	246,379,374円
合 計	1,514,616,498円
2 受益権の総数	1,514,616,498□

^{*} 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 7月23日
	至 令和 3年 7月26日
1 金融商品に対	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条
する取組方針	第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める
	「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場
容及び当該金融	リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
商品に係るリス	
ク	
3 金融商品に係	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門
るリスク管理体	において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに
制	沿ったリスクの範囲で運用を行っております。
	また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク
	管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされま
	ं

2 金融商品の時価等に関する事項

区分 [令和 3年 7月26日現在]

時価で計上しているためその差額はありません。
(1)有価証券
売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
(2) デリバティブ取引
デリバティブ取引は、該当事項はありません。
(3)上記以外の金融商品
上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似し
ていることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算
定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用して
いるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 3年 7月26日現在]
作生 <i>大</i> 只	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	67,500
社債券	1,156,000
合計	1,088,500

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和 3年 7月26日現在]
1 口当たり純資産額	1.1247円
(1万口当たり純資産額)	(11,247円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位・円)

			(半位・ロ)
種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額
国債証券	第87回利付国債(20年)	50,000,000	55,459,000
国債証券 合計		50,000,000	55,459,000
社債券	第1回クレディ・アグリコル・エス・エー(2017)	100,000,000	100,155,000
	第6回マラヤン・バンキング	100,000,000	99,841,000
	第14回アサヒグループホールディングス	100,000,000	100,238,000
	第14回セブン&アイ・ホールディングス	100,000,000	100,399,000
	第15回Zホールディングス	100,000,000	100,240,000
	第67回神戸製鋼所	100,000,000	100,194,000
	第18回日立製作所	100,000,000	99,944,000
	第50回日本電気	100,000,000	100,155,000

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(E12425)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	第46回IHI	100,000,000	100,018,000
	第1回明治安田生命2019基金	100,000,000	100,020,000
	第37回丸井グループ	100,000,000	99,867,000
	第19回みずほ銀行(劣後特約付)	100,000,000	100,826,000
	第22回芙蓉総合リース	100,000,000	99,935,000
	第 5 回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	100,041,000
	第75回アコム	100,000,000	100,171,000
	第 5 回ソフトバンク	100,000,000	99,897,000
社債券 合計		1,600,000,000	1,601,941,000
	合計	1,650,000,000	1,657,400,000

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下は、2022年6月30日現在のファンドの状況であります。

【テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース】

【純資産額計算書】

資産総額	937,955,714円
負債総額	8,696,753円
純資産総額(-)	929,258,961円
発行済口数	1,063,724,845□
1万口当たり純資産額 (/ ×10,000)	8,736円

【テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース】

【純資産額計算書】

資産総額	3,157,906,179円
負債総額	1,471,438円
純資産総額(-)	3,156,434,741円
発行済口数	1,994,385,359□
1万口当たり純資産額 (/ ×10,000)	15,827円

【テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース】

【純資産額計算書】

資産総額	129,782,559円
負債総額	38,446円
純資産総額(-)	129,744,113円
発行済口数	113,201,352□
1万口当たり純資産額 (/ ×10,000)	11,461円

(参考)

投資対象ファンドの現況は以下の通りです。

以下に記載した現況は、「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルト

ン・グローバル・ボンド・ファンド」(ルクセンブルク籍)については現地において作成された入手可能 な直近の運用報告書(年次報告書又は半期報告書)を、委託会社において邦訳・抜粋・要約したもので す。

また、「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」については入手可能な直近の財務諸表を委託会 社において抜粋・要約したものです。

フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ ファンド (ルクセンブルク籍)

(2021年12日31日刊在)

	(2021年12月31日現在)
資産総額	USD 4,999,226,684
負債総額	USD 66,550,482
純資産総額(-)	USD 4,932,676,202
発行済口数	
A (acc) CHF-H1 (hedged)	1,348,491.182
A (acc) CZK-H1 (hedged)	10,853,592.031
A (acc) EUR	16,896,091.457
A (acc) EUR-H1 (hedged)	11,817,502.489
A (acc) HKD	1,422,986.696
A (acc) NOK-H1 (hedged)	1,862,641.078
A (acc) SEK-H1 (hedged)	2,983,314.545
A (acc) USD	21,539,582.820
A (Mdis) AUD-H1 (hedged)	3,086,834.952
A (Mdis) CAD-H1 (hedged)	347,601.288
A (Mdis) EUR	18,542,605.640
A (Mdis) EUR-H1 (hedged)	11,949,324.604
A (Mdis) GBP	1,179,706.844
A (Mdis) GBP-H1 (hedged)	1,548,048.426
A (Mdis) HKD	20,421,335.919
A (Mdis) RMB-H1 (hedged)	48,402.925
A (Mdis) SGD	6,233,349.149
A (Mdis) SGD-H1 (hedged)	8,738,992.159
A (Mdis) USD	102,741,881.250
A (Ydis) CHF-H1 (hedged)	537,453.105
A (Ydis) EUR	17,423,523.008
A (Ydis) EUR-H1 (hedged)	21,518,031.617
AX (acc) USD	4,395,554.705
B (Mdis) USD	65,013.059
C (acc) USD	360,418.936
C (Mdis) USD	8,406,988.485
F (Mdis) USD	2,579,365.256
I (acc) CHF-H1 (hedged)	4,958,314.874
I (acc) EUR	1,723,842.243
I (acc) EUR-H1 (hedged)	2,319,512.053
I (acc) NOK-H1 (hedged)	24,589,870.310
I (acc) USD	5,586,525.988
I (Mdis) EUR	294,705.002
I (Mdis) GBP	432,608.792

I	1
I (Mdis) GBP-H1 (hedged)	1,459,932.262
I (Mdis) JPY	3,296,214.048
I (Mdis) JPY-H1 (hedged)	1,654,037.371
I (Ydis) EUR	44,829.000
I (Ydis) EUR-H1 (hedged)	5,063,437.551
N (acc) EUR	3,292,201.530
N (acc) EUR-H1 (hedged)	4,848,443.950
N (acc) HUF	1,232,208.793
N (acc) PLN-H1 (hedged)	2,053,280.166
N (acc) USD	4,871,081.318
N (Mdis) EUR-H1 (hedged)	9,613,272.454
N (Mdis) USD	3,629,202.260
N (Ydis) EUR-H1 (hedged)	3,034,542.026
S (acc) EUR-H1 (hedged)	5,657,195.215
S (Mdis) EUR	422.244
W (acc) CHF-H1 (hedged)	144,565.378
W (acc) EUR	745,588.690
W (acc) EUR-H1 (hedged)	435,008.160
W (acc) USD	3,778,453.463
W (Mdis) EUR	587,996.127
W (Mdis) GBP	1,631,845.641
W (Mdis) GBP-H1 (hedged)	742,114.324
W (Mdis) USD	2,454,438.860
W (Ydis) CHF-H1 (hedged)	12,704.612
W (Ydis) EUR	1,875,143.498
W (Ydis) EUR-H1 (hedged)	325,074.307
X (acc) EUR	379.158
X (acc) EUR-H1 (hedged)	8,609.282
X (acc) USD	898,623.234
Y (Mdis) USD	500.000
Z (acc) EUR	91,198.106
Z (acc) USD	1,442,136.175
Z (Mdis) GBP-H1 (hedged)	22,324.353
Z (Mdis) USD	637,122.145
Z (Ydis) EUR-H1 (hedged)	35,141.554
1 口当たり純資産額(/)	
A (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 10.63
A (acc) CZK-H1 (hedged)	CZK 97.28
A (acc) EUR	EUR 24.17
A (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 17.80
A (acc) HKD	HKD 12.24
A (acc) NOK-H1 (hedged)	NOK 12.41
A (acc) SEK-H1 (hedged)	SEK 11.24
A (acc) USD	USD 27.49
A (Mdis) AUD-H1 (hedged)	AUD 7.77
A (Mdis) CAD-H1 (hedged)	CAD 6.99

	1
A (Mdis) EUR	EUR 11.93
A (Mdis) EUR-H1 (hedged)	EUR 7.82
A (Mdis) GBP	GBP 10.05
A (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 6.59
A (Mdis) HKD	HKD 7.39
A (Mdis) RMB-H1 (hedged)	RMB 83.18
A (Mdis) SGD	SGD 7.92
A (Mdis) SGD-H1 (hedged)	SGD 8.22
A (Mdis) USD	USD 13.57
A (Ydis) CHF-H1 (hedged)	CHF 6.20
A (Ydis) EUR	EUR 12.11
A (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 6.21
AX (acc) USD	USD 20.49
B (Mdis) USD	USD 12.79
C (acc) USD	USD 8.82
C (Mdis) USD	USD 9.88
F (Mdis) USD	USD 6.78
I (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 10.68
I (acc) EUR	EUR 20.64
I (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 15.47
I (acc) NOK-H1 (hedged)	NOK 9.78
I (acc) USD	USD 23.63
I (Mdis) EUR	EUR 10.34
I (Mdis) GBP	GBP 9.69
I (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 7.50
I (Mdis) JPY	JPY 976.84
I (Mdis) JPY-H1 (hedged)	JPY 663.94
I (Ydis) EUR	EUR 11.00
I (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 6.50
N (acc) EUR	EUR 22.53
N (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 16.63
N (acc) HUF	HUF 158.22
N (acc) PLN-H1 (hedged)	PLN 12.66
N (acc) USD	USD 25.62
N (Mdis) EUR-H1 (hedged)	EUR 8.70
N (Mdis) USD	USD 6.93
N (Ydis) EUR-H1 (hedged) S (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 5.97 EUR 8.84
S (Mdis) EUR	EUR 7.11
W (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 8.62
W (acc) EUR	EUR 11.51
W (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 10.07
W (acc) USD	
W (ACC) USD W (Mdis) EUR	USD 11.27 EUR 8.01
W (Mdis) GBP	GBP 8.49
W (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 7.09
" (Wats) Obi-III (Heagea)	GDF 1.US

W (Mdis) USD	USD 6.57
W (Ydis) CHF-H1 (hedged)	CHF 7.21
W (Ydis) EUR	EUR 8.10
W (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 5.87
X (acc) EUR	EUR 12.79
X (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 9.87
X (acc) USD	USD 10.23
Y (Mdis) USD	USD 8.28
Z (acc) EUR	EUR 14.04
Z (acc) USD	USD 12.38
Z (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 7.02
Z (Mdis) USD	USD 7.00
Z (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 6.34

[「]テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド」の計算期間は、原則として毎年7月1日から翌年6月30日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

(2021年 7月26日現在)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
資産総額	136,355,896円
負債総額	100,547円
純資産総額(-)	136,255,349円
発行済口数	129,286,925□
1口当たり純資産額(/)	1.0539円

[「]日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」の計算期間は、原則として毎年7月23日から翌年7月22日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

EDINET提出書類

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(E12425)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2022年6月末現在)

資本金の額 : 1,000百万円 委託会社が発行する株式総数 : 100,000株 発行済株式総数 : 78,270株

最近5年間における主な資本金の額の増減 : 該当事項はありません。

(2)委託会社の機構(2022年6月末現在)

経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

運用の意思決定機構

運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。 当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2022年6月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	74	878,830
単位型株式投資信託	2	3,651
合計	76	882,481

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年 内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- 3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の財務諸表及び第25期中間会計期間(2021年10月1日から2022年3月31日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。
- 4.レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、2021年4月1日にフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併し、商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社に変更しました。委託会社の財務諸表に続き、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の第26期事業年度(2020年10月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表を参考資料として記載しております。

(1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	第23期事業年度	第24期事業年度
	(2021年3月31日)	(2021年9月30日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	1,104,755	2,474,667
前払費用	77,458	71,336
未収委託者報酬	616,858	631,603
未収運用受託報酬	1,975,841	1,110,294
未収投資助言報酬	-	3,198
その他未収収益	5,995	433
未収入金	171,560	1,267,361
立替金	-	868
未収利息	7	-
未収還付法人税等	102,230	-
流動資産計	4,054,708	5,559,763
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	75,726	143,615
器具備品	24,899	44,714
有形固定資産計	100,625	188,330
無形固定資産`		
ソフトウェア	3,895	2,770
無形固定資産計	3,895	2,770
投資その他の資産		
投資有価証券	28,788	128,387
長期差入保証金	24,520	88,045
前払年金費用	4,233	82,788

繰延税金資産	160,529	261,300
投資その他の資産計	218,071	560,521
固定資産計	322,592	751,622
資産合計	4,377,301	6,311,385

		(単位:十円)
	第23期事業年度	第24期事業年度
	(2021年3月31日)	(2021年9月30日)
負 債 の 部		
流動負債		
預り金	38,275	26,290
未払金	325,127	590,344
未払手数料	196,475	201,263
未払消費税等	128,621	57,311
その他未払金	30	330,246
未払収益分配金	-	1,522
未払費用	1,482,420	1,821,218
賞与引当金	245,387	136
未払法人税等	-	69,317
前受金	58,817	65,939
流動負債計	2,150,028	2,573,246
固定負債		
退職給付引当金	162,540	72,422
役員退職慰労引当金	41,944	44,935
その他固定負債	19,579	19,579
固定負債計	224,064	136,936
負債合計	2,374,092	2,710,183
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	.,	,,,,,,,,
資本準備金	226,405	226,405
その他資本剰余金	, -	647,958
資本剰余金計	226,405	874,364
利益剰余金		- ,
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金	20,00	25,55
繰越利益剰余金	753,208	1,703,244
利益剰余金計	776,802	1,726,838
株主資本合計	2,003,208	3,601,202
純資産合計	2,003,208	3,601,202
負債純資産合計	4,377,301	6,311,385
只俱代县庄口山	4,377,301	0,311,300

(2)【損益計算書】

一般管理費計

営業利益

				単位:千円
	第23期事業 (自 2020年4)		第24期事業 (自 2021年4)	
	至 2021年3		至 2021年4	
	<u> </u>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		, 100Д /
委託者報酬		9,068,333		4,490,34
運用受託報酬		3,074,559		1,211,13
業務受託報酬		-		2,185,68
投資助言報酬		-		7,10
その他営業収益		66,716		2,11
営業収益計		12,209,609		7,896,37
営業費用		· · · ·		
支払手数料		3,198,052		1,600,41
広告宣伝費		4,832		11,60
調査費		5,339,811		4,022,44
調査費	247,980	, ,	98,195	, ,
委託調査費	5,090,166		3,923,540	
図書費	1,664		708	
委託計算費	,	230,343		258,69
営業雑経費		158,736		87,62
通信費	26,803		14,511	
印刷費	119,803		62,750	
協会費	11,478		9,829	
諸会費	651		531	
営業費用計		8,931,776		5,980,78
一般管理費				
給料		2,281,818		735,27
役員報酬	244,676		53,359	
給料・手当	1,245,279		623,644	
賞与	546,475		57,154	
賞与引当金繰入	245,387		1,116	
交際費		2,254		75
旅費交通費		841		80
租税公課		38,756		14,86
不動産賃借料		213,103		151,32
退職給付費用		182,436		103,83
役員退職慰労引当金繰入額		13,139		2,99
固定資産減価償却費		30,645		23,95
業務委託費		224,593		297,16
諸経費		527,673		184,44

3,515,265

237,431

1,515,414

400,180

(単位:千円)

		(単位:十円)
	第23期事業年度	第24期事業年度
	(自 2020年4月 1日	(自 2021年4月 1日
	至 2021年3月31日)	至 2021年9月30日)
営業外収益		
受取利息	34	11
受取配当金	1,685	1,519
還付加算金	-	843
保険解約返戻金	-	8,003
為替差益	60,662	-
営業外収益計	62,383	10,376
営業外費用		
支払利息	1,231	-
投資有価証券売却損	4,710	-
為替差損		22,687
営業外費用計	5,941	22,687
経常利益	180,990	387,870
特別利益		
親会社株式報酬受入金	227,370	-
事業活動補助受入金	171,000	-
特別利益計	398,370	-
特別損失		
固定資産除却損	1,299	-
特別損失計	1,299	-
税引前当期純利益	216,080	387,870
法人税、住民税及び事業税	4,649	43,566
法人税等調整額	103,502	71,794
法人税等合計	108,151	28,228
当期純利益	107,929	416,098

(3)【株主資本等変動計算書】

第23期事業年度(自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日) (単位:千円)

				株主資本			
		資本 剰余金		利益剰余金			純資産
	資本金			その他利益		株主資本	合計
	具 个亚	資本	利益	剰余金	利益剰余金	合計	
		準備金	準備金	繰越利益	合計		
				剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,045,279	1,068,873	2,295,279	2,295,279
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	400,000	400,000	400,000	400,000
当期純利益	-	-	-	107,929	107,929	107,929	107,929

(単位:千円)

株主資本以外の項							
目の当期変動額							
(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	292,070	292,070	292,070	292,070
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	753,208	776,802	2,003,208	2,003,208

第24期事業年度(自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)

(+ta.							_ ' ' ' ' ' ' '		
		株主資本							
			資本 剰余金			利益剰余額	È		佐 次立
	資本金	資本	その他	資本	利益	その他利益 剰余金	利益	株主資本 合計	純資産 合計
		準備金	資本 剰余金	剰余金 合計	準備金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	•	226,405	23,594	753,208	776,802	2,003,208	2,003,208
当期変動額									
当期純利益	-	-	1	-	-	416,098	416,098	416,098	416,098
合併による増加	-		647,958	647,958	-	533,937	533,937	1,181,895	1,181,895
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-			-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	647,958	647,958	-	950,035	950,035	1,597,993	1,597,993
当期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,703,244	1,726,838	3,601,202	3,601,202

重要な会計方針

	1	有価	証券	の評	価基準
--	---	----	----	----	-----

及び評価方法

(1)その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価額等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によ り処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却 (1)有形固定資産

の方法

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 10年~18年 器具備品 3年~20年

(2)無形固定資産

ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当事業年度 末までの期間に係る部分の金額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金、非積立型の確定給付及び確 定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産 の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計 上しております。

なお、退職給付債務は、簡便法(確定給付企業年金制度においては直近の 年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債 務とし、退職一時金制度及び非積立型確定給付制度においては当事業年度 末現在の要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超え るため、前払年金費用を計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上 しております。

基準

4. 収益及び費用の計上 当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬及 び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合が あります。

収益は次の5つのステップを適用し認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価額を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識す

委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指 図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負って おり、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。 当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り 収益として認識しております。

運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率(もしくは段階報酬率)を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断し、サービ に、契約書に記載された一定の報酬率(もしくされます。当該履行義務は運用期間に渡り日々ス提供期間に渡り収益として認識しております。 成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその 他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された成功 報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で将来著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた 時点で収益として認識しております。

投資助言報酬は対象顧客との投資助言契約に基づき投資助言業務の履行義務 を負っており、

口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記 載された一定の報酬率(もしくは段階報酬率)を乗じて算出されます。当該 履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断しサービス提供期間に渡り 収益として認識しております。

業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケ ティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提 供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用さ れている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出 されます。当該履行義務はサービス期間に渡り充足されると判断しサービス 提供期間に渡り収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成 (1)消費税等の会計処理 のための基礎となる 事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただ し、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の 費用として処理しております。

事項

6. 決算日の変更に係る 2021年4月1日にフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と の合併に伴い、決算日を3月31日から9月30日に変更しております。2021年9月 期の会計年度は2021年4月1日から2021年9月30日の6ケ月間となりました。

[注記事項]

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当該変更による影響額は軽微であります。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を当事業年度の期首から 適用しております。なお、当該変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

第23期事業年歷	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第24期事業年度		
(2021年3月31日)		(2021年9月30日)		
1 固定資産の減価償却累計額		1 固定資産の減価償却	『 累計額	
建物	288,609千円	建物	347,117千円	
器具備品	177,924千円	器具備品	240,661千円	

(株主資本等変動計算書関係)

第23期事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	400,000	5,110.5	2020年 3月31日	2020年 6月26日

第24期事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

(リース取引関係)

第23期事業年度	第24期事業年度
(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不

能のものに係る未経過リース料

1年以内

152,300千円

1年超 494,976千円 合計 647,276千円 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不

能のものに係る未経過リース料

1年以内 247,804千円 1年超 686,810千円

合計 934.614千円

(金融商品関係)

第23期事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、 投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、 財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社 との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注) 2. 参照)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,014,755	1,014,755	-
(2)未収委託者報酬	616,858	616,858	-
(3)未収運用受託報酬	1,975,841	1,975,841	-
(4)投資有価証券	19,503	19,503	-

資産計	3,716,959	3,716,959	-
(1)その他未払金	30	30	-
(2)未払手数料	196,475	196,475	-
(3)未払費用	1,482,420	1,482,420	-
負債計	1,678,926	1,678,926	-

(注)1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

		(
	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,104,755	-
未収委託者報酬	616,858	-
未収運用受託報酬	1,975,841	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	8,950	10,553
合計	3,706,406	10,553

第24期事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、 投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資 家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、 財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	101,000	101,000	-
(2)長期差入保証金	88,045	88,045	-
資産計	189,045	189,045	-

(注)1.

- (1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳 簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2)未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、投資有価証券 (内、金銭信託)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略して おります。

投資有価証券のうち、投資信託受益証券については、基準価額を基礎として時価を計上して おります。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」 をご参照ください。

(3) その他未払金、未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略して おります。

(注)2.市場価額のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内
未収入金	1,267,361	-
未収委託者報酬	631,603	-
未収運用受託報酬	1,110,294	
未収投資助言報酬	3,198	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	18,101	-
長期差入保証金	-	88,045
合計	3,030,557	88,045

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価額により算定した

時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定

した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載の「その他有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第 26 項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5-2項の注記を行っておりません。

当該投資信託受益証券の貸借対照表計上額は「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	88,045	-	88,045

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しておりま

(有価証券関係)

第23期事業年度	第24期事業年度
(2021年3月31日)	(2021年9月30日)
1.その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 19,503千円 取得原価 19,503千円 差額 -	1.その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 18,101千円 取得原価 18,101千円 差額 - 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 101,000千円 取得原価 101,000千円 取得原価 101,000千円
(注)非上場株式(貸借対照表計上額9,285千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。 2.当事業年度中に売却したその他有価証券投資信託受益証券売却額 41,000千円売却益の合計額 25千円売却損の合計額 4,736千円	(注)市場価格のない株式等(貸借対照表計上額9,285千円)については、「その他有価証券」には含めておりません。

(退職給付関係)

第23期事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支払う場合があります。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職 給付費用を計算しております。当事業年度に計上されている割増退職金は99百万円となります。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	114,484千円
退職給付費用	182,436千円
退職給付の支払額	578千円
前払年金費用	4,233千円
制度への拠出金	138,034千円
退職給付引当金の期末残高	162,540千円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,149,600千円
年金資産	1,153,833千円
	4,233千円
非積立制度の退職給付債務	162,540千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	158,307千円
退職給付引当金	162,540千円
前払年金費用	4,233千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	158,307千円
	<u> </u>

(3)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用

182,436千円

第24期事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度、退職一時金制度、非積立型の確定給付制度及び確定拠出金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。 非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を設けております。

従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支払う場合があります。

確定給付企業年金制度、非積立型の確定給付制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。当事業年度に計上されている割増退職金は56百万円となります。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期自残局	162,540千円
合併による増加	82,639千円
退職給付費用	98,501千円
退職給付の支払額	232,846千円
前払年金費用	78,555千円
制度への拠出金	116,966千円
退職給付引当金の期末残高	72,422千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,100,402千円
年金資産	1,269,101千円
未認識年金資産	85,910千円
	82,788千円
非積立制度の退職給付債務	72,422千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,365千円
退職給付引当金	72,422千円
前払年金費用	82,788千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,365千円

(3) 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用

98,501千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、5,335千円であります。

(ストック・オプション等関係)

第23期事業年度	第24期事業年度
(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 283,617千円2.ストック・オプション等の内容	-
当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準の適用指針第11号 平成18年5月31日)に準じた方法により会計処理をしております。なお、レッグ・メイソン・インクがフランとに伴い、レッグ・メイソン・インクの株式報酬プランの終了に伴って確定した株式報酬費用相当額が含まれております。	

(税効果会計関係)

第23期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

一	ш
-	ш.

	113
繰延税金資産	
賞与引当金	56,805
役員退職慰労引当金	12,843
退職給付引当金	19,236
未払費用	51,758
未払退職金	48,727
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	44,857
繰延税金資産小計	262,004
評価性引当額	100,074
繰延税金資産合計	161,930
繰延税金負債	-
未払事業税	104
前払年金費用	1,296
繰延税金負債合計	1,400
繰延税金資産の純額	160,529

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	45.8
住民税均等割	1.1
評価性引当金	27.2
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.1

第24期事業年度 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

_	_
+	щ
- 1	IJ

	113
繰延税金資産	
繰越欠損金	409,181
役員退職慰労引当金	13,759
退職給付引当金	22,175
未払費用	51,251
未払金	93,600
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	55,418
繰延資産償却超過	7,641
未払事業税	5,302
その他	6,184
繰延税金資産小計	692,292
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	280,998
将来減産一時差異等の合計に係る評価性引当額	124,643
評価性引当額(注1)	405,641
繰延税金資産合計	286,650
繰延税金負債	
前払年金費用	25,349
繰延税金負債合計	25,349
繰延税金資産の純額	261,300

(注)

- 1.評価性引当金が305,566千円増加しております。この増加の主な内容は、合併による増加、及び税務上の繰越欠損金に関する評価性引当金額が減少したことに伴うものであります。
- 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限の金額

千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越						
欠損金(a)	268,061	104,739	0	28,900	7,479	409,181
評価性引当額	139,878	104,739	0	28,900	7,479	280,998
繰延税金資産	128,183	0	0	0	0	(b)128,183

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b)課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。
- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1
住民税均等割	0.3
過年度法人税等戻入額	2.0
合併による評価性引当金額増加額	174.5
評価性引当金	78.7
繰越欠損金	56.8
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.3

(資産除去債務関係)

第23期事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ケ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額 146,496千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 - 千円 その他増減額(は減少) - 千円 期末における資産除去債務認識額 146,496千円

第24期事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を144ケ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額 146,496千円 合併による増加額 32,550千円 その他増減額(は減少) 1,941千円 期末における資産除去債務認識額 180,987千円

(セグメント情報等関係)

「セグメント情報]

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

「関連情報 1

第23期事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	9,068,333	3,074,559	66,716	12,209,609

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える ため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド (毎月分配型)	2,972,116

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 第23期事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 第23期事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報 第23期事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当事項はありません。

第24期事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外 部 顧 客 へ の営業収益	4,490,345	1,211,134	7,102	2,185,683	2,112	7,896,378

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	4,490,345	-	-	-	4,490,345
運用受託報酬	1,179,781	-	1,604	29,748	1,211,134
投資助言報酬	7,102	-	-	-	7,102
業務受託報酬	-	1,003,958	1,181,711	13	2,185,683

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える ため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド (毎月分配型)	1,445,476
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	1,181,704
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービシスS.A.R.L.	1,003,958

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 第24期事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 第24期事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) 該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報 第24期事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) 該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

第24期事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

- 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項(セグメント情報等関係)の[関連情報]、「2.地域ごとの情報」(1)営業収益に記載の通りであります。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 重要な会計方針の4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(関連当事者情報)

第23期事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会 社等

								11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	Ш П (Г	内国投資信託
種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持	レッグ・メイソン・ インク	米国メリーランド州	-	持株会社	-	資金の借入・返済	資金の借 入・返済	1,200,000	-	-
つ会社		ボルティモア				ストック・	利息の支払	1,231		-
						オプション		<u>'</u>		
						費用の負担	親会社株式 報酬の受取	227,370	-	-
							事業活動補 助受入金の 受取	171,000	未収入金	171,000
							諸経費等の 支払 (注3)	283,617	-	-
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国ロンドン市	-	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約	委託調査費 の支払 (注1)	96,434	未払費用	8,039
	72771					投資顧問契約				
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	-	役員の兼任 サービス	その他営業 収益の受取 (注2)	25,487	その他 未収 収益	2,214
	カンパニー・ エルエルシー					契約 投資顧問	委託調査費 の支払	543,825	未払費用	44,723
						契約	(注1)			
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費 の支払 (注1)	839,262	未払費用	104,342
	カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド									
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント (株)	東京都千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任 投資顧問	委託調査費 の支払 (注1)	27,612	未払費用	4,770
						契約 オフィス の賃借	不動産賃借 料等の支払 (注3)	10,253		

								月1111111111111111111111111111111111111	山青(1	小国投資信託	<u> </u>
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニ・・ ディーティーブイ エム・リミターダ	プラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費 の支払 (注1)	170,994	未払 費用	12,684	
同一の親 会社を持 つ会社	QS インベスターズ ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費 の支払 (注1)	97,289	未払費用	10,280	
同一の親 会社を持 つ会社	クリアブリッジ・ インベストメンツ・ エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	役員の兼任 サービス	その他営業収益の受取(注2)	33,684	その他 未収 収益	3,153	_
						契約 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	348,094	未払費用	31,007	
同一の親 会社を持	レッグ・メイソン& カンパニー・	米国メリーランド州	-	サービス業	-	役員の兼任	調査費・ 諸経費等	195,615	前払費用	14,263	
つ会社	エルエルシー	ボルティモア				サービス 契約	の支払 (注3)		未払費用	14,531	
同一の親 会社を持 つ会社	ブランディワイン・ グローバル・ インベストメント・ マネジメント・ エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	1,347,484	未払 費用	932,059	
同一の親 会社を持 つ会社	レッグ・メイソン・ アセット・ マネジメント・	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	4,501	その他 未収 収益	365	
	オーストラリア・ リミテッド					投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	1,540,346	未払費用	138,831	
同一の親 会社を持 つ会社	ロイス・アンド・ アソシエイツ・ エルピー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費 の支払 (注1)	78,822	未払費用	7,470	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1)委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。
- (注2)その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。
- (注3)諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料

等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

- (注4)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注5)当社の親会社であったレッグ・メイソン・インクが2020年7月にフランクリン・リソーシズ・インクに統合されたことに伴い親会社の異動がありました。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1)親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

テンプルトン・ワールドワイド・インク(非上場)

テンプルトン・インターナショナル・インク(非上場)

フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド (非上場)

第24期事業年度(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

(単位:千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	フランクリン リソーシズ インク	米国 デラウエア州	50.2 百万 米ドル	持株会社	(被所 有) 間接 100%	業務委託 関係	本部共通 経費の支払 (注2)	5,804	未払費用	55,383

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類同一の親会社を持		所在地 米国	資本金又 は出資金	事業の 内容 又は職業 金融業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係 役員の兼任	取引の内容 業務の 委託	取引 金額 440,194	科目 未払 費用	期末残高
会社を持つ会社	アセット・ マネジメント・ カンパニー・ エルエルシー	カリフォルニア 州				業務委託	(注5)		貸 用	
同一の親 会社を持 つ会社		オーストラリア ピクトリア州	-	金融業	-	業務委託	業務の 委託 (注5)	617,690	未払 費用	157,754

								有個証券組	出書()	<u>小国投資信託</u>
同一の親 会社を持 つ会社		オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	-	業務委託	業務の 委託 (注5)	1,448,661	未払費用	221,764
同一の親会社を持	テンプルトン・	米国	-	一般業務委託請負	-	業務委託	業務の 受託 (注3)	1,181,704	未収入金	1,189,274
つ会社	カンパニーズ・ エルエルシー			会社			総務・経 理・イン フォメー ションテク ノロジー業 務等の委託 (注4)	260,061	未払 費用	262,789
同一の親 会社を持 つ会社		米国カリフォルニア州	-	金融業	-	業務委託	業務の 委託 (注5)	180,258	未払費用	134,573
同一の親会社を持つ会社		ルクセンブルグ	-	金融業	-	業務委託	業務の 受託 (注3)	1,003,958	未収入金	41,250
同一の親 会社を持 つ会社		米国 デラウエア州	-	金融業	-	業務委託	業務の 委託 (注5)	288,684	未払 費用	574,533

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1)取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。
- (注2)本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。
- (注3)業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額 に基づいて算出しております。
- (注4)総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービ スフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- (注5)業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。
- (注6)レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドは2021年10月にフランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドに商号変更しました。
- (注7)QSインベスターズ・エルエルシーは2021年8月にフランクリン・アドバイザーズ・インクと合併し商号変更しました。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場) レッグ・メイソン・インク (非上場) テンプルトン・ワールドワイド・インク (非上場) テンプルトン・インターナショナル・インク (非上場) フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド (非上場)

(1株当たり情報)

第23期事業年度	第24期事業年度					
(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)					
1 株当たり純資産額 25,593円56銭	1株当たり純資産額 46,009円99銭					
1株当たり当期純利益金額 1,378円93銭	1株当たり当期純利益金額 5,316円19銭					
(注)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は 以下の通りであります。 当期純利益 107,929千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 107,929千円 期中平均株式数 78千株	(注)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は 以下の通りであります。 当期純利益 416,098千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 416,098千円 期中平均株式数 78千株					
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。						

(企業結合等関係)

第23期事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

第24期事業年度 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

共通支配下の取引

- 1.取引の概要
 - (1) 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称:フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社(以下「FTIJ」)

事業の内容:資産運用業務

- (2) 企業結合日 2021年4月1日
- (3) 企業結合の法的形式 当社を存続会社、FTIJを消滅会社とする吸収合併
- (4) 企業結合後の名称

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(旧社名 レッグ・メイソン・アセット・マネジ メント株式会社)

(5) 企業結合の目的

この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティーの高 い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会 計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会 計処理を実施しました。

(重要な後発事象)

1. 退職給付制度の移行

当社は2021年10月1日に退職一時金制度及び確定給付企業年金制度について確定拠出年金制度へ移行し たことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28 年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2) 号 平成19年2月7日)を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処 理を行う予定です。

2. その他の後発事象

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

	(単位:千	円)
	第25期中間会計期間末	
	(2022年3月31日)	
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,462,384	
前払費用	63,447	
未収委託者報酬	643,491	
未収運用受託報酬	2,814,384	
未収投資助言報酬	2,050	
その他未収収益	318	
未収入金	1,212,037	
流動資産計	8,198,113	
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 42,143	
器具備品	1 18,400	
有形固定資産計	60,544	
無形固定資産		
ソフトウェア	2,221	

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(E12425) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	有価証券届出書(内国投資信託等
無形固定資産計	2,221
投資その他の資産	
投資有価証券	109,285
長期差入保証金	24,519
繰延税金資産	190,989
投資その他の資産計	324,794
固定資産計	387,560
資産合計	8,585,673

(単位:千円)

第25期中間会計期間末 (2022年3月31日)

	(2022年3月31日)		
負 債 の 部			
流動負債			
預り金	13,942		
未払金	443,380		
未払手数料	183,349		
未払消費税等	211,368		
その他未払金	47,277		
未払収益分配金	1,384		
未払費用	3,778,720		
賞与引当金	177,098		
未払法人税等	79,649		
前受金	65,759		
流動負債計	4,558,550		
固定負債			
退職給付引当金	37,879		
その他固定負債	19,579		
固定負債計	57,458		
負債合計	4,616,009		
純 資 産 の 部			
株主資本			
資本金	1,000,000		
資本剰余金			
資本準備金	226,405		
その他資本剰余金	647,958		
資本剰余金計	874,364		
利益剰余金			
利益準備金	23,594		
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	2,071,706		
利益剰余金計	2,095,300		
株主資本計	3,969,664		
純資産合計	3,969,664		
負債・純資産合計	8,585,673		

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

	第25期中間会計期間
	(自 2021年10月 1日
	至 2022年 3月31日)
営業収益	
委託者報酬	3,973,614
運用受託報酬	2,674,943
業務受託報酬	2,587,060
投資助言報酬	4,019
その他営業収益	11,323
営業収益計	9,250,961
営業費用	6,930,931
一般管理費	1 1,782,272
営業利益	537,757
営業外収益	
受取利息	31
為替差益	145,863
投資有価証券売却益	43
雑収益	486
営業外収益計	146,424
営業外費用	
雑損失	1,709
営業外費用計	1,709
経常利益	682,472
特別利益	
資産除去債務履行差額	34,491
特別利益計	34,491
特別損失	
解約違約金	122,076
固定資産除却損	2 116,556
特別損失計	238,633
税引前中間純利益	478,330
法人税、住民税及び事業税	39,556
法人税等調整額	70,311
法人税等合計	109,868
中間純利益	368,462

(3)中間株主資本等変動計算書

第25期中間会計期間(自 2021年10月 1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

 				,				
	株主資本							
		資本			利益剰余			
		剰余金			利益制示:	stz.		純資産
資本金	資本	その他	資本	利益	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	合計

							_ 有侧	业分油 山 香 (小国权具信託文
		準備金	資本	剰余金	準備金	繰越利益	合計		
			剰余金	合計		剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,703,244	1,726,838	3,601,202	3,601,202
当中間期変動額									
中間純利益	-	-	-	-	-	368,462	368,462	368,462	368,462
株主資本以外									
の項目の当中									
間期変動額									
(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額									
合計	-	-	-	-	-	368,462	368,462	368,462	368,462
当中間期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	2,071,706	2,095,300	3,969,664	3,969,664

重要な会計方針

	T.
項目	第25期中間会計期間
英 日	(自 2021年10月 1日 至 2022年3月31日)
1.資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間期末日の市場価額等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 10~18年 器具備品 3~8年
	(2)無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち 当事業年度末までの期間に係る部分の金額を計上しておりま す。
	(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付見込額の当事業年 度における負担額を計上しております

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務 受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功 報酬が含まれる場合があります。

収益は次の5つのステップを適用し認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価額を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益

を認識する。

委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率(もしくは段階報酬率)を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間にわたり日々充足されると判断し、サービス提供期間にわたり収益として認識しております。成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負でおり、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時でおり、 契約書に記載された成功報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で収益をして認識しております。

投資助言報酬は対象顧客との投資助言契約に基づき投資助言業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率(もしくは段階報酬率)を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間にわたり日々充足されると判断しサービス提供期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用されている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間にわたり充足されると判断しサービス提供期間にわたり収益として認識しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦 通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は損益として処理しております。

6.その他中間財務諸表作成のため の重要な事項 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生 会計期間の費用として処理しております。

[注記事項]

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当中間会計期間の中間財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当中間会計期間以降の財務諸 表に重要な影響を及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

(中間貸借対照表関係)

第25期中間会計期間末	
2022年3日31日	

1 有形固定資産の減価償却累計額

建物 294,350千円 器具備品 166,921千円

(中間損益計算書関係)

第25期中間会計期間
(自 2021年10月 1日 至 2022年3月31日)
1 減価償却実施額
有形固定資産 20,114千円
無形固定資産 548千円
2 固定資産除却損の内訳

建物 94,135千円 器具備品 22,421千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

	第25期中間会計期間 (自 2021年10月 1日 至 2022年3月31日)				
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類 当事業年度期首 当中間会計期間増加 当中間会計期間減少 当中間 (株) (株) (株)		当中間会計期間末 (株)			
普通株式	78,270	-	-	78,270	

2.配当に関する事項 該当事項はありません。

(リ-ス取引関係)

第25期中間会計期間

(自 2021年10月 1日 至 2022年3月31日)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内 152,300千円 1年超 342,675千円 合計 494,976千円

(金融商品関係)

第25期中間会計期間(自 2021年10月 1日 至 2022年3月31日)

1.金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 その他有価証券	100,000	100,000	•
資産計	100,000	100,000	ı

(注)1.

- (1)現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2)未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、投資有価証券 (内、金銭信託)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

投資有価証券のうち、投資信託受益証券については、基準価額を基礎として時価を計上しております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」をご参照ください。

(3) その他未払金、未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注)2.市場価額のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

2. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価額により算定した

時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定

した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

「金融商品関係」の「1. 金融商品の時価等に関する事項」に記載の「その他有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日)第 26 項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5-2項の注記を行っておりません。

当該投資信託受益証券の中間貸借対照表計上額は「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に 関する事項」に記載しております。

(2)時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債 「金融商品関係」の「1.金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済 され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

(有価証券関係)

第25期中間会計期間末 2022年3月31日

1. その他有価証券

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

投資信託受益証券

中間貸借対照表計上額 100,000千円 取得原価 100,000千円

差額 -

市場価格のない株式等(中間貸借対照表計上額9,285千円)については、「その他有価証券」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

第25期中間会計期間(自 2021年10月 1日 至 2022年3月31日)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間期首における資産除去債務認識額 180,987千円

有形固定資産の取得に伴う増加額 - 千円

その他増減額(は減少) 34,491千円

当中間会計期間末における資産除去債務認識額 146,496千円

(収益認識に関する注記)

第25期中間会計期間(自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

- 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項(セグメント情報等関係)の[関連情報]、「2.地域ごとの情報」(1)営業収益に記載の通りであります。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 重要な会計方針の4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等関係)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

「関連情報)

第25期中間会計期間(自 2021年10月 1日 至 2022年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客へ の営業収益	3,973,614	2,674,943	4,019	2,587,060	11,323	9,250,961

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	3,973,614	-	-	-	3,973,614
運用受託報酬	2,649,152	-	1,567	24,223	2,674,943
投資助言報酬	4,019	-	-	-	4,019
業務受託報酬	-	1,468,384	1,118,675	-	2,587,060

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	1,468,384
LM・オーストラリア高配当株ファンド (毎月分配型)	1,208,935
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービシスS.A.R.L.	1,118,675

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 第25期中間会計期間(自 2021年10月 1日 至 2022年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 第25期中間会計期間(自 2021年10月 1日 至 2022年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 第25期中間会計期間(自 2021年10月 1日 至 2022年3月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第25期中間会計期間

(自 2021年10月 1日 至 2022年3月31日)

1株当たり純資産額50,717円56銭1株当たり中間純利益金額4,707円57銭

(注)1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額 368,462千円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る中間純利益金額 368,462千円 期中平均株式数 78,270株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考)フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の経理状況

参考資料においてフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 委託会社であるフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度(2020年10月1日 から2021年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社(2021年4月1日レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社に吸収合併された)の2020年10月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわ

ち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社(2021年4月1日レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社に吸収合併された)の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社は、2021年4月1日を効力発生日として、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社と合併を行っており、同日付で商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社に変更している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)貸借対照表

(単位:千円)

第25期 (2020年9月30日) 第26期 (2021年3月31日)

資産の部

流動資産			н	
現金・預金		1,045,422		963,351
前払費用		12,138		2,917
未収入金		102,827		270,856
未収委託者報酬		40,734		40,311
未収運用受託報酬		242,302		238,441
未収投資助言報酬		6,044		7,298
預け金		-		86,251
その他流動資産		0		0
流動資産合計		1,449,471		1,609,428
固定資産		1,110,111		1,000,120
有形固定資産				
建物付属設備		100,886		106,438
器具備品		31,970		27,995
有形固定資産合計	* 1	132,857	* 1	134,434
無形固定資産		.02,00.		,
ソフトウエア		424		54
無形固定資産合計		424		54
投資その他の資産		121		01
繰延税金資産		46,838		28,977
長期差入保証金		97,388		97,388
その他		638		628
投資その他の資産合計	-	144,865		126,994
固定資産合計		278,147		261,482
資産合計		1,727,618		1,870,911
会庫の辺				
負債の部				
流動負債				
預り金		1,403		2,141
未払収益分配金		1,373		1,441
未払手数料		27,624		27,003
その他未払金	* 2	404,914	* 2	386,781
未払費用		55,757		33,651
未払法人税等		9,928		5,836
未払消費税等	* 3	13,311	* 3	9,974
未払役員退職慰労金		-		68,309
未払退職金		-		66,758
賞与引当金		<u>-</u>		22,373
流動負債合計		514,312		624,272
固定負債				
資産除去債務		37,788		48,863
退職給付引当金		20,570		15,880
固定負債合計		58,358		64,743
負債合計		572,671		689,015
純資産の部				
株主資本				
資本金		490,000		490,000
		+30,000		- 700,000

資本剰余金		
資本準備金	57,958	57,958
その他資本剰余金	100,000	100,000
資本剰余金合計	157,958	157,958
利益剰余金		
利益準備金	40,000	40,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	466,989	493,937
利益剰余金合計	506,989	533,937
株主資本合計	1,154,947	1,181,895
純資産合計	1,154,947	1,181,895
負債純資産合計	1,727,618	1,870,911

(2)損益計算書

2 / 洪皿川井目		(単位:千円)
	第25期 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月30日)	第26期 (自 2020年10月 1 日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	285,562	134,712
運用受託報酬	665,111	311,501
業務受託報酬	1,280,798	775,137
投資助言報酬	27,998	11,529
その他営業収益	105,240	42,431
営業収益計	2,364,711	1,275,312
営業費用		
支払手数料	828,722	401,704
広告宣伝費	3,397	1,898
公告費	590	2,406
調査費	71,524	30,290
図書費	476	33
委託計算費	11,501	6,193
通信費	5,871	4,657
印刷費	17,284	9,176
諸会費	1,590	1,414
販売促進費	50	500
営業費用計	941,009	458,273
一般管理費	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·
役員報酬	48,825	16,840
役員退職慰労金	· -	68,309
給料・手当	352,220	160,458
賞与	44,409	5,973
その他給与	16,326	8,255
法定福利費	40,407	18,402
退職給付費用	41,043	11,219
退職金	-	58,333
交際費	441	-
旅費交通費	1,516	264
租税公課	11,599	7,161
福利厚生費	1,345	275
事務委託費	555,900	285,178

			有価証券届出書(内国投
不動産賃貸料		98,660	49,208
固定資産減価償却費		18,854	9,427
賞与引当金繰入		-	22,373
諸経費		115,951	35,757
一般管理費計		1,347,503	757,436
営業利益		76,197	59,602
営業外収益			
受取配当金		-	-
受取利息		8	28
為替差益		5,935	-
その他		18	<u>-</u>
営業外収益合計		5,962	28
営業外費用			
為替差損		-	21,105
その他	* 2	278 * 2	2 33
営業外費用合計		278	21,138
経常利益		81,881	38,492
特別損失			
固定資産除却損	* 1	15,532 * 1	160
特別損失合計		15,532	160
税引前当期純利益		66,349	38,331_
法人税、住民税及び事業税		13,000	145
過年度法人税等戻入額		1,974	6,622
法人税等調整額		11,573	17,861
法人税等合計		26,548	11,383
当期純利益		39,800	26,948

(3)株主資本等変動計算書

第25期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

			資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	株主資本 合計	純資産 合計
当期首残高	490,000	57,958	-	57,958	-	833,600	833,600	1,381,558	1,381,558
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	39,800	39,800	39,800	39,800
合併による増加	-	-	100,000	100,000	-	33,587	33,587	133,587	133,587
剰余金の配当	-	-	-	-	40,000	440,000	400,000	400,000	400,000
当期変動額合計	-	-	100,000	100,000	40,000	366,611	326,611	226,611	226,611
当期末残高	490,000	57,958	100,000	157,958	40,000	466,989	506,989	1,154,947	1,154,947

第26期(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

									(十四・111)	
			株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金					l
				恣★		その他	刊光	株主資本	純資産	l
	資本金	資本	その他	資本	利益	利益剰余金	利益	休工貝本	合計	l

		準備金	資本剰余金	剰余金	準備金	繰越利益	剰余金	合計	
				合計		剰余金	合計		
当期首残高	490,000	57,958	100,000	157,958	40,000	466,989	506,989	1,154,947	1,154,947
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	26,948	26,948	26,948	26,948
当期変動額合計	-	-	-	-	-	26,948	26,948	26,948	26,948
当期末残高	490,000	57,958	100,000	157,958	40,000	493,937	533,937	1,181,895	1,181,895

重要な会計方針

1.固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備 10年~18年 器具備品 3年~20年

無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

2. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付見込額の当事業 年度における負担額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額 の当事業年度における負担額を計上しております。

3.外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨 に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

決算日の変更に係る事項

2021年4月1日にレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社との合併に伴い、2021年3月期の会計年度は2020年10月1日から2021年3月31日の6か月間となりました。

(未適用の会計基準等)

- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。 ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2021年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の計算書類等の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の計算書類等に重要な影響を 及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

(= 1						
	第25期 (2020年 9 月30日)		第26期 (2021年3月31日)			
* 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の	通りであり	* 1			
	ます。			ます。		
	建物付属設備	53,253千円		建物付属設	设備	58,372千円
	器具備品	50,690千円		器具備品		54,556千円
* 2	関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次 ります。 流動負債 その他未払金	のものがあ 18,136千円	* 2	ります。	目 対する資産及び負債には その他未払金	次のものがあ 49,022千円
* 3	*3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。				取扱い 党等及び仮受消費税等は村 税等」として表示しており	

(損益計算書関係)

	第25期 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月30日)		第26期 (自 2020年10月 1 日 至 2021年3月31日)
* 1	固定資産除却損には次のものがあります。建物付属設備8,361千円器具備品7,171千円	* 1	固定資産除却損には次のものがあります。 建物付属設備 160千円
* 2	営業外費用のその他には次のものがあります。 消費税等差損 278千円	* 2	営業外費用のその他には次のものがあります。 消費税等差損 33千円

(株主資本等変動計算書関係)

第25期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

1 . 光门为孙北0万宝积及0 减级业0 に自己孙北0万宝积及0 孙北级に属于 0 事項				
	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	43,580	-	-	43,580

合計	43,580	-	-	43,580	

(注)自己株式について、該当事項はありません。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3.配当に関する事項

	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年8月20日 臨時株主総会	 普通株式	400	9,179	2019年9月30日	2020年8月20日

第26期(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

1 . 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式		•	•	•
普通株式	43,580	-	-	43,580
合計	43,580	-	-	43,580

(注)自己株式について、該当事項はありません。

2 . 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3.配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1.ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2.オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	第25期	第26期
	(2020年9月30日)	(2021年3月31日)
1 年内	94,856	94,856
1 年超	363,488	316,060
合計	458,344	410,916

(金融商品関係)

第25期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

- 1.金融商品に関する事項
 - (1)金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用す

る投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表		
	計上額	時価 (千円)	差額(千円)
	(千円)		
資産			
(1)現金・預金	1,045,422	1,045,422	-
(2)未収入金	102,827	102,827	-
(3)未収委託者報酬	40,734	40,734	-
(4)未収運用受託報酬	242,302	242,302	-
(5)未収投資助言報酬	6,044	6,044	-
(6)長期差入保証金	97,388	98,032	643
資産計	1,534,720	1,535,364	643
負債			
(1)未払手数料	27,624	27,624	-
(2)その他未払金	404,914	404,914	-
(3)未払費用	55,757	55,757	-
負債計	488,295	488,295	-

(注)1.金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収入金、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬 及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。

(6)長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標 に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定して おります。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金及び(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当 該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,045,422	-	-	-
未収入金	102,827	-	-	-
未収委託者報酬	40,734	-	-	-
未収運用受託報酬	242,302	-	-	-
未収投資助言報酬	6,044	-	-	-

長期差入保証金	-	-	97,388	-
合計	1,437,332	-	97,388	-

第26期(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

1.金融商品に関する事項

(1)金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表		
	計上額	時価 (千円)	差額(千円)
	(千円)		
資産			
(1)現金・預金	963,351	963,351	-
(2)未収入金	270,856	270,856	-
(3)未収委託者報酬	40,311	40,311	-
(4)未収運用受託報酬	238,441	238,441	-
(5)未収投資助言報酬	7,298	7,298	-
(6)長期差入保証金	97,388	97,388	-
資産計	1,617,647	1,617,647	-
負債			
(1)未払手数料	27,003	27,003	-
(2)その他未払金	386,781	386,781	-
(3)未払費用	33,651	33,651	-
(4)未払役員退職慰労金	68,309	68,309	-
(5)未払退職金	66,758	66,758	-
負債計	582,504	582,504	-

(注)1.金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収入金、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬 及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。

(6)長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標 に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定して おります。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金、(3)未払費用、(4)未払役員退職慰労金 及び(5)未払退職金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当 該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	963,351	-	-	-
未収入金	270,856	-	-	-
未収委託者報酬	40,311	-	-	-
未収運用受託報酬	238,441	-	-	-
未収投資助言報酬	7,298	-	-	-
長期差入保証金	-	97,388	-	-
合計	1,520,258	97,388	-	-

(有価証券関係)

第25期	第26期
(2020年 9 月30日)	(2021年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	第26期 (自 2020年10月 1 日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

(= 1)	
第25期	第26期
(自 2019年10月1日	(自 2020年10月1日
至 2020年 9 月30日)	至 2021年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確 定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付の制度として退職一時金制度を設けておりま す。従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支 す。従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支 払う場合があります。なお退職一時金制度は、簡便法に より計上しております。当事業年度に計上されている割 増退職金は、14百万円となります。

2.確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残 高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	34,602 千円
退職給付費用	24,066 千円
退職給付の支払額	38,098 千円
退職給付引当金の期末残高	20,570 千円

に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整 耒

積立型制度の退職給付債務	- 千円
年金資産	- 千円
非積立型制度の退職給付債務	20,570 千円
貸借対照表に計上された負債と	
資産の純額退職給付引当金	20,570 千円
貸借対照表に計上された負債と	
資産の純額	20,570 千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 24.066 千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16.077千円であ ります。

1.採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確 定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付の制度として退職一時金制度を設けておりま 払う場合があります。なお退職一時金制度は、簡便法に より計上しております。当事業年度に計上されている割 増退職金は、92百万円となります。

2.確定給付制度

高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	20,570 千円
退職給付費用	5,058 千円
退職給付の支払額	9,747 千円
退職給付引当金の期末残高	15,880 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表 に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整

積立型制度の退職給付債務	- 千円
年金資産	- 千円
非積立型制度の退職給付債務	15,880 千円
貸借対照表に計上された負債と	
資産の純額退職給付引当金	15,880 千円
貸借対照表に計上された負債と	
資産の純額	15,880 千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 11.219 千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、7.258千円であり ます。

(税効果関係)

第25期 (2020年9月30日) 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

繰延税金資産				
繰越欠損金	641,691			
未払金	16,017			
未払費用	10,713			
資産除去債務	9,186			
未払事業税	3,042			
その他	4,810			
繰延税金資産小計	685,462			
税務上の繰越欠損金に係る				
評価性引当額(注2)	624,961			
将来減産一時差異等の合計に				
係る評価性引当額	9,186			
評価性引当額小計(注1)	634,148			
繰延税金資産合計	51,313			
繰延税金負債				
資産除去債務に対応する除去費用	4,475			
繰延税金負債合計	4,475			

(注)

繰延税金資産の純額

1.評価性引当額が251,010千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性 引当額が減少したことに伴うものであります。

46,838

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	合計金額
		2年以内	3年以内	4年以内		
税務上の繰越						
欠損金(a)	268,890	268,061	104,739	-	-	641,691
評価性引当額	252,160	268,061	104,739	-	-	624,961
繰延税金資産	16,729	-	-	-	-	(b) 16,729

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。
- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因と なった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
評価性引当額	25.21%
役員賞与等永久に損金に	
算入されない項目	17.41%
住民税均等割	0.44%
過年度法人税等戻入額	2.98%
その他	13.78%
税効果会計適用後の	
法人税等の負担率	40.01%

(税効果関係)

第26期 (2021年3月31日) 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	677,793
未払金	6,850
未払費用	10,382
資産除去債務	14,961
未払事業税	1,314
その他	2,358
繰延税金資産小計	713,661
税務上の繰越欠損金に係る	
評価性引当額(注2)	662,195
将来減産一時差異等の合計に	
係る評価性引当額	14,961
評価性引当額小計(注1)	677,157
繰延税金資産合計	36,503
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	7,526

(注)

繰延税金負債合計

繰延税金資産の純額

1.評価性引当額が43,009千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引 当額が増加したことに伴うものであります。

7,526

28,977

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超	2年超	3年超		4年超	合計金額
		2年以内	3年以内	4年以内			
税務上の繰越							
欠損金(a)	268,890	268,061	104,739		0	36,101	677,793
評価性引当額	268,890	252,463	104,739		0	36,101	662,195
繰延税金資産	0	15,597	0		0	0	(b) 15,597

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。
- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因と なった主要な項目別の内訳

法定実効税率 30.62% (調整) 評価性引当額 18.02% 役員賞与等永久に損金に 算入されない項目 0.00% 住民税均等割 0.38% 過年度法人税等戻入額 17.28% その他 2.04% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 29.70%

(資産除去債務関係)

第25期	第26期
(2020年9月30日)	(2021年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2 . 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は 1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算してお ります。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	30,165千円
合併による増加額	7,285千円
時の経過による調整額	337千円
期末残高	37,788千円

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 当該資産除去債務の概要 本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務で あります。
- 2.当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から12年と見積り、割引率は 1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 当事業年度において、資産の除去時点において必要 とされる除去費用が、固定資産取得時における見積 額を大幅に超過する見込みであることが明らかに なったことから、見積りの変更による増加額を変更 前の資産除去債務残高に10,903千円加算しておりま す。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであり ます。

期首残高

37,788千円

見積期間および金額変更による

増加額 時の経過による調整額 10,903千円 170千円

期末残高

48,863千円

(セグメント情報等)

第25期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
978,672	1,135,118	249,662	1,257	2,364,711

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を 省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名または名称	営業収益
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービシス S.A.R.L	1,135,118

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

第26期(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
457,744	707,313	109,819	435	1,275,312

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を 省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名または名称	営業収益
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービシス S.A.R.L	707,313

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(関連当事者)

第25期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の	所在地	資本金	事業の	議決権等	関連	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	名称又は		又は	内容	の所有	当事者		(千円)		(千円)
	氏名		出資金	又は職業	(被所有)	との				
					割合	関係				
親会社	フランク	アメリ	49,511千	銀行持株	(被所有)	業務委託	本部共通	21,698	その他	18,136
	リンリ	力合衆	米ドル	会社法上	間接	関係	経費の		未払金	
	ソーシズ	国デラ		の持株会	100%		支払			
	インク	ウェア		社						
		州								

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は	所在地	資本金 又は	事業の 内容	議決権等 の所有	関連 当事者	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	氏名		出資金	又は職業	(被所有)	との				
					割合	関係				

								日叫吐为儿	由山音(内国权!
同一の 親会社		アメリ カ合衆		一般業務 委託請負	業務委託 関係	業務の受託	229,433	未収入金	17,199
を持つ		国デラ		会社		総務・経理・		その他	
1	I .	ウェア				インフォメー	555,869	未払金	46,838
	ニーズェ	州				ションテクノ			
	ルエル					ロジー業務等			
	シー					の委託			
同一の 親会社	フランク	ルクセ	4,127千	資産運用	 業務委託 関係	業務の受託	1,135,118	未収入金	83,945
を持つ	リン テン	ンブル	ユーロ	会社	美川が			その他	
会社	プルトン	グ				業務の委託	48,649		4,079
							10,010		1,010
	インター								
	ナショナ								
	ルサービ								
	シス								
	S.A.R.L								
同一の	K2/D&S マ	アメリ	0米ドル	資産運用		業務の受託	10,850	未収入金	679
親会社 を持つ	ネジメン	力合衆		会社	関係	₩ 玖 ホ 禾 紅		その他	
会社	۲	国コネ				業務の委託	541,759	未払金	269,165
	カンハ゜	チカッ							
	ニーズェ	ト州							
	ルエル								
	シー								

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1)業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額 に基づいて算出しております。
 - (2)総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
 - (3)業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

テンプルトン ワールドワイド インク(非上場)

テンプルトン インターナショナル インク(非上場)

フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド (非上場)

第26期(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
- (ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の	所在地	資本金	事業の	議決権等	関連	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	名称又は		又は	内容	の所有	当事者		(千円)		(千円)
	氏名		出資金	又は職業	(被所有)	との				
					割合	関係				
親会社	フランク	アメリ	50,434千	銀行持株	(被所有)	業務委託	本部共通	1,167	その他	49,022
	リンリ	力合衆	米ドル	会社法上	間接	関係	経費の		未払金	
	ソーシズ	国デラ		の持株会	100%		支払			
	インク	ウェア		社						
		州								

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

	会社等の 名称又は 氏名		又は 出資金	内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	当事者 との 関係	取引の内容	(十円)	1714	期末残高 (千円)
同一の 親会社		アメリ カ合衆		一般業務 委託請負	無し	業務委託 関係	業務の受託	102,112	未収入金	17,925
を持つ		カロボ 国デラ	1	安武明兵 会社			総務・経理・		その他	
会社	,,,	ウェア					インフォメー	285,019	未払金	49,885
	ニーズ エルエル	州					ションテクノロジー業務等			
	シー						の委託			
同一の	フランク	ルクセ	4,605千	資産運用	無し		業務の受託	707,313	未収入金	251,801
親会社 を持つ	リン テン	ンブル	ユーロ	会社		関係			その他	
会社	プルトン	グ					業務の委託		未払金	1,606
	インター									
	ナショナ									
	ルサービ									
	シス									
	S.A.R.L									
同一の	K2/D&S マ	アメリ	0米ドル	資産運用	無し	業務委託	業務の受託	3,177	未収入金	872
親会社	ネジメン	力合衆		会社		関係				
を持つ	۲	国コネ					業務の委託	271,760	その他	281,351
会社	カンパ	チカッ							未払金	
	ニーズェ	ト州								
	ルエル									
	シー									

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1)業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
 - (2)総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービ スフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
 - (3)業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

テンプルトン ワールドワイド インク(非上場)

テンプルトン インターナショナル インク(非上場)

フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド (非上場)

(1株当たり情報)

(- 101-10-2 113112)			
第25期	第26期		
(自 2019年10月1日	(自 2020年10月1日		
至 2020年9月30日)	至 2021年3月31日)		
1株当たり純資産額 26,501.77円	1株当たり純資産額 27,120.13円		
1株当たり当期純利益金額(注) 913.27円	1株当たり当期純利益金額(注) 618.36円		
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について		
は潜在株式の発行がないため、記載しておりません。	は潜在株式の発行がないため、記載しておりません。		

(注)1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下の通りであります。

	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	第26期 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益 (千円)	39,800	26,948
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	39,800	26,948
期中平均株式数(株)	43,580	43,580

(重要な後発事象)

企業結合等関係

当社は、2020年10月8日開催の取締役会において、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社との合併契約を締結することを決議し、承認され、2020年10月8日付けで合併契約を締結いたしました。当該契約書に基づき、2021年4月1日付で両社は合併を実施いたしました。

(1) 取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称: レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「LMJ」)

事業の内容: 資産運用業務

2.企業結合日

2021年4月1日

3.企業結合の方法

当社を消滅会社、LMJを存続会社とする吸収合併

4.企業結合後の名称

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

5.企業結合の目的

この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティの高い顧客 サービスの提供や、より幅広い運用戦略の中から顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目 指します。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準 に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施 いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もし

くは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。

- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更等

2021年4月1日にフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併し、商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社としました。

2021年6月28日付で、委託会社の事業年度を「毎年10月1日から翌年9月末日まで」とする定款変更を行いました。

これにより、第24期事業年度は2021年4月1日から2021年9月末日までとなります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

•			
	名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円(2022年3月末現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受

託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべ

てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
SMBC日興証券株式会社 1 2	10,000百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	

		有価証券届出書(内国投資
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	金融商品取引法に定める第
十六TT証券株式会社 ^{1 2}	3,000百万円	一種金融商品取引業を営ん でいます。
東海東京証券株式会社 1 2	6,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社 ²³	40,500百万円	
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメン ト株式会社	5,165百万円	
楽天証券株式会社	17,495百万円	
ワイエム証券株式会社 1 2	1,270百万円	
株式会社東北銀行 1 2	13,233百万円	
株式会社百十四銀行 2	37,322百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北國銀行 2	26,673百万円	
株式会社SMBC信託銀行	87,550百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

- 1 限定為替ヘッジコースの取扱いはありません。
- 2 毎月分配型・為替ヘッジなしコースの取扱いはありません。
- 3 為替ヘッジなしコースの取扱いはありません。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。
- (2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3)目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で

はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな らない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前 に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4)交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

- (5)有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者 の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」 「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の 内容の記載とすることがあります。
- (7)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 当初元本額についての記載。

基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。

所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2021年12月14日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和 田 渉

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の2021年4月1日から2021年9月30日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業 は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年8月30日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計 業務執行社員

公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコースの2021年12月21日から2022年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコースの2022年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されてい る。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい る。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年8月30日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコースの2021年12月21日から2022年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコースの2022年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されてい る。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい る。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年8月30日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコースの2021年12月21日から2022年6月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコースの2022年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されてい る。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい る。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2022年6月10日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

取締役会御

PWCあらた有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等 の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の2021年10月1日から 2022年9月30日までの第25期事業年度の中間会計期間(2021年10月1日から2022年3月31日まで)に係る 中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方 針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作 成基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及 び同日をもって終了する中間会計期間(2021年10月1日から2022年3月31日まで)の経営成績に関する有 用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行っ た。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載さ れている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、ま た、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間 財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のな い中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用す ることが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ る。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示 に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報 告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与え ると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通 じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表 示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断に よる。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査 手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間 財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じ て追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の 作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した

監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作 成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内 容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評 価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。